

令和 8 年度 県有財産第 2 回一般競争入札

県有財産売払い（一般競争入札）案内書

- ▶ 申込みをされる方は案内書をよくお読みになった上でお申し込みください。
- ▶ 一般競争入札による県有財産の売払いとは、申込みをされた方々で、宮城県があらかじめ決めた
予定価格以上で最も高い価格を付けた方に購入していただく方法です。
- ▶ 所有権移転登記は原則として県が行います。**※詳細は、本文 8「所有権移転登記」の項目を御参照ください。**

申込期限
令和 8 年 9 月 14 日(月)～令和 8 年 10 月 16 日(金)まで
入札日
物件 No. 1 No. 2 令和 8 年 11 月 10 日(火)
物件 No. 3 No. 4 令和 8 年 11 月 11 日(水)
売払物件
物件 No. 5 No. 6 令和 8 年 11 月 12 日(木)

物件 番号	物 件 名 物件所在地	面積 (㎡)	地目	予定価格 (最低売却価格)	備 考
No. 1	台原引揚者住宅跡地 仙台市青葉区台原三丁目 3 番 309、 3 番 375	231. 10	宅 地	8, 820, 000円	市街化域内 (第二種中高層住居専用地域) 指定建ぺい率60% 指定容積率200%
No. 2	八幡住宅跡地 仙台市青葉区八幡二丁目 1 番 20	3, 705. 75	宅 地	526, 000, 000円	市街化域内 (第一種住居地域) 指定建ぺい率60% 指定容積率200%
No. 3	安養寺住宅跡地 仙台市宮城野区東仙台七丁目 7 番 5	1, 487. 87	宅 地	118, 000, 000円	市街化域内 (第一種低層住居専用地域) 指定建ぺい率50% 指定容積率80%
No. 4	旧宮城県乳児院跡地 仙台市宮城野区東仙台六丁目 142 番 3、142 番 4	8, 904. 96	雑種地	193, 075, 000円	市街化域内 (第二種中高層住居専用地域) 指定建ぺい率60% (40%) 指定容積率200%
No. 5	北部保健福祉事務所岩出山支所 跡地 大崎市岩出山字浦小路 35 番	1, 701. 11	宅 地	11, 700, 000円	市街化区域内 (商業地域・第二種住居地域) 指定建ぺい率80%未満 指定容積率400%未満
No. 6	署所在地交番広原連絡所跡地 加美郡加美町菜切谷字原 17 番 7	501. 51	宅 地	1, 240, 000円	都市計画区域内 (非線引き) 指定建ぺい率70% 指定容積率200%

県有財産売払いの流れ

1 入札物件資料縦覧

令和8年9月14日から令和8年10月16日まで
(詳細は2ページ)

2 現 地 確 認

申込みをされる方は、あらかじめ入札物件の下見（現地確認）をしてください。
(詳細は2ページ)

3 申 込 み

令和8年9月14日から令和8年10月16日まで
(詳細は2～3ページ)

4 現 地 説 明

令和8年10月27日から令和8年10月29日
(詳細は4ページ)

5 入 札

令和8年11月10日から令和8年11月12日
(詳細は5～9ページ)

(1) 入札保証金の納付

(2) 入 札

(3) 開 札

6 契 約

(詳細は10ページ)

※落札日の翌日から起算して14日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く）に契約保証金を納付していただきます。

※契約書に貼る収入印紙は落札された方の御負担となります。

7 売買代金の納付

(詳細は10ページ)

※契約締結日の翌日から起算して40日以内に納付していただきます。

8 所有権移転登記

(詳細は11ページ)

※登記の手続は原則県が行います。

※登録免許税は、落札された方の御負担となります。

1 入札物件資料縦覧

入札物件の公図、実測図、付近の状況などの資料を次のとおり準備しておりますので、御自由に御覧ください。

- 日 時 令和 8 年 9 月 14 日(月)から令和 8 年 10 月 16 日(金)までの
午前 9 時から午後 5 時まで
※土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。
- 場 所 宮城県総務部管財課 財産利用推進班（宮城県庁行政庁舎 2 階）
仙台市青葉区本町三丁目 8－1 ☎ 022-211-2353

2 現 地 確 認

入札申込みをされる方は、あらかじめ入札物件の下見（現地確認）をしてください。
また、入札物件について、地盤、土壌その他の調査を実施したい方は、事前に御相談ください。

3 申 込 み

入札参加を希望する場合は、あらかじめ県への申込みが必要となります。
申込みの受付の日時及び場所、申込みの方法等については、次のとおりです。

- 日 時 令和 8 年 9 月 14 日(月)から令和 8 年 10 月 16 日(金)までの
午前 9 時から午後 5 時まで
※土曜日、日曜日及び休日を除く。
- 場 所 宮城県総務部管財課 財産利用推進班（宮城県庁行政庁舎 2 階）
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目 8－1 ☎ 022-211-2353
- 申込方法
別添の県有財産一般競争入札申込書及び誓約書に、必要事項を漏れなく記入、押印し、申込みに必要な書類を添付の上、申込期間内に宮城県総務部管財課財産利用推進班まで提出してください（郵送の場合は、簡易書留の利用をお勧めします。申込期間内消印有効です。）。

● 申込みに必要な書類

- (1) 県有財産一般競争入札申込書
- (2) 入札保証金納付書発行依頼書
- (3) 誓約書（役員等名簿の添付が必要とされる法人の場合は、役員等名簿も添付）
- (4) 住民票抄本（法人の場合は、現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）
- (5) 印鑑登録証明書

※（２）については、入札保証金を納入通知書による納付を希望する方のみ御提出願います。

なお、入札保証金の納付についての詳細は、7～8 ページの「入札保証金と契約保証金について」を御参照ください。また、複数の物件に申し込む場合、（１）（２）についてはそれぞれの物件について作成し、（３）以降については１部のみ御提出願います。

● 申込資格

入札の申込みは、個人、法人を問わず、次に掲げる事項に該当しなければ、どなたでもできます。また、２人以上の『共有名義』で参加することもできます。

【申込みのできない方】

※連名での申込みの場合は、１人でも該当していれば申込みできません。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 県との契約において次のいずれかに該当する事実があった後、３年を経過しない者
 - ① 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ② 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ③ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ④ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - ⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - ⑥ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - ⑦ ①から⑥までのいずれかに該当する事実があった後 ３年を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他使用人として使用した者
- (3) 次のいずれかに該当する者
 - ① 暴力団排除条例（平成 22 年宮城県条例第 67 号）第 2 条に規定する暴力団若しくは暴力団員等に該当する者又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者
 - ② 自ら又は第三者を利用して暴力的な要求行為等の不適当な行為をする者
- (4) 地方自治法第 238 条の 3 第 1 項に規定する公有財産に関する事務に従事する職員

4 現 地 説 明

入札物件の現地（所在地）において入札物件の概要を説明いたしますので、入札申込者は、この案内書を持参の上、現地説明日時に説明場所へお越しください。なお、現地説明時、現地説明事項等に関する承諾書様式をお渡ししますので、記名押印（入札申込者が個人の場合は署名捺印。以下同じ。）の上、入札受付時に提出してください。

※ 原則、現地説明日時に遅れた場合や、現地説明に参加しない場合は入札に参加できませんので御注意願います。

※ 入札申込者の御都合が悪い場合は、代理の方に御参加いただけます。（委任状は不要ですが、承諾書に記名押印する方は、変わらず、入札申込者となります。）

※ 現地にお越しの際は、原則、周辺の民間駐車場または公共交通機関等を御利用願います。なお、車でお越しいただく場合で、かつ、周辺に民間駐車場等が無い場合は、予め宮城県総務部管財課財産利用推進班あて御相談願います。

※ 天候等、不測の事由で以下現地説明日時での開催ができない場合は、別途調整の上で実施します。

※ 入札申込時に入札保証金納付書発行依頼書を御提出いただいた方には、現地説明事項等に関する承諾書様式をお渡しする際に、併せて入札保証金納入通知書と入札保証金払戻請求書を配布いたします。

物件番号	現地説明場所（物件所在地）	現 地 説 明 日 時
No. 1	仙台市青葉区台原三丁目 3 番 309、3 番 375	令和 8 年 10 月 27 日（火） 午前 10 時から
No. 2	仙台市青葉区八幡二丁目 1 番 20	令和 8 年 10 月 27 日（火） 午後 2 時から
No. 3	仙台市宮城野区東仙台七丁目 7 番 5	令和 8 年 10 月 28 日（水） 午前 10 時から
No. 4	仙台市宮城野区東仙台六丁目 142 番 3、142 番 4	令和 8 年 10 月 28 日（水） 午後 2 時から
No. 5	大崎市岩出山字浦小路 35	令和 8 年 10 月 29 日（木） 午前 10 時から
No. 6	加美郡加美町菜切谷字原 17 番 7	令和 8 年 10 月 29 日（木） 午後 2 時から

5 入 札

(1) 入札保証金の納付等

入札に参加される方は、入札保証金の現金納付手続きを入札保証金受付時間内に行うか、現地説明の際に配布した納入通知書により事前に入札保証金を納付し、入札保証金受付時間内に納付が完了している納入通知書兼領収書の確認手続きを済ませてください。

入札保証金受付時間または入札開始時刻に遅れますと、入札に参加できません。受付処理所要時間（5分～10分程度）も見越した上で、余裕を持ってお越しください。

なお、入札保証金の納付方法に関する詳細は 7～8 ページの「入札保証金と契約保証金について」を御参照願います。

● 日時 及び 受付・入札会場

物件 番号	入札日時 (以下は開始時間)	受付会場	入札保証金 受付時間
No. 1	令和8年11月10日(火) 午前10時30分 開始	宮城県行政庁舎 (宮城県仙台市青葉区 本町三丁目8-1) 12階 1205会議室	午前9時45分～午前10時15分
No. 2	令和8年11月10日(火) 午後2時 開始		午後1時15分～午後1時45分
No. 3	令和8年11月11日(水) 午前10時30分 開始		午前9時45分～午前10時15分
No. 4	令和8年11月11日(水) 午後2時 開始		午後1時15分～午後1時45分
No. 5	令和8年11月12日(木) 午前10時30分 開始		午前9時45分～午前10時15分
No. 6	令和8年11月12日(木) 午後2時 開始		午後1時15分～午後1時45分

※入札会場は、全日程共通で『宮城県行政庁舎 12階 1204会議室』です。

● 入札の当日に持参していただく書類等

① 入 札 書

管財課ホームページ、または管財課財産利用推進班（宮城県行政庁舎2階）で予め配布しますので、記名・押印の上で持参してください。

② 承 諾 書

現地説明時に配布しますので、記名・押印の上で持参してください。

③ 入札保証金（又は納入通知書兼領収書）

詳細は 7～8 ページの「入札保証金と契約保証金について」を御参照願います。

④ 委 任 状

入札申込者の代理人が入札に出席される場合や、共有名義で入札の申込みをされた場合で入札申込者の一部のみが入札に出席される場合等は、入札申込者の委任状の提出が必要です。

⑤ 印 鑑

入札会場で入札書に押印いただくために必要となりますので、入札申込書に押印いただいたものと同じ、入札申込者の印鑑を持参してください。

※ 代理人が出席される場合は、委任状に押印いただいたものと同じ、代理人の印鑑を持参してください。

※ 入札申込者が法人等の場合で、入札申込者の印鑑を持参いただくことが困難な場合は、入札に出席する担当者を代理人とする委任状を提出いただいた上で、当該委任状に押印いただいた同担当者の印鑑を持参してください。

⑥ 入札案内書

この冊子です。

⑦ 筆 記 用 具

万年筆又はボールペンを持参してください。（いわゆる「消せるボールペン」は使用しないでください。）

⑧ 入札保証金払戻請求書

入札保証金を納入通知書により納付することを希望された方にのみ、現地説明の際に配布いたします。必要事項を記載の上で持参してください。

(2) 入札、(3) 開札

9 ページの「入札者の注意事項」を御一読の上で入札に参加願います。

入札保証金と契約保証金について

1 入札保証金について

(1) 入札保証金の納付は、下記の2通りの方法により納付を受け付けます。

ただし、物件番号 No. 2、No. 3、No. 4 の物件については、下記②の方法による納付のみ受け付けます。

なお、下記②の方法により入札保証金を納付する場合は、入札申込書を御提出いただく際に、入札保証金納付書発行依頼書を御提出願います。

① 入札当日の入札保証金受付時間内に、受付会場にて現金で納付する。

② 現地説明の際に管財課が発行する入札保証金の納入通知書により、入札当日の入札保証金受付時間までに納付する。

(2) 入札に参加される方には、5 ページに記載した入札保証金受付時間内に、入札保証金の現金納付手続き又は、入札保証金が納入済みの納入通知書兼領収書の確認手続きをしていただきます。

(3) 入札保証金は、以下の金額を納付してください。

※予定価格の『100 分の 5 以上』として、県が定めた金額となっています。

物件番号	物件名（物件所在地）	入札保証金額
No. 1	台原引揚者住宅跡地 (仙台市青葉区台原三丁目 3 番 309、3 番 375)	441,000 円
No. 2	八幡住宅跡地 (仙台市青葉区八幡二丁目 1 番 20)	26,300,000 円
No. 3	安養寺住宅跡地 (仙台市宮城野区東仙台七丁目 7 番 5)	5,900,000 円
No. 4	旧宮城県乳児院跡地 (仙台市宮城野区東仙台六丁目 142 番 3、142 番 4)	9,654,000 円
No. 5	北部保健福祉事務所岩出山支所跡地 (大崎市岩出山字浦小路 35)	585,000 円
No. 6	署所在地交番広原連絡所跡地 (加美郡加美町菜切谷字原 17 番 7)	62,000 円

(4) 上記(1)に記載のとおり、物件番号 No. 2、No. 3、No. 4 の物件の入札保証金については、納入通知書による納付のみ受け付けます。それ以外の物件については、現金又は納入通知書により納付してください。

(5) 落札者の入札保証金は、契約締結時の契約保証金の一部に充当することができます。

落札者以外の入札保証金は、下記に記載する方法で返還いたします。

- ① 現金で入札保証金を納付した方については、入札終了後、受付会場にて入札保証金を返還します。
- ② 納入通知書で入札保証金を納付した方については、入札終了後、受付会場で入札保証金払戻請求書を御提出いただき、後日、請求書に記載された口座に返還します。なお、手続きの都合上、返還までに1ヶ月程度要する場合がありますので、予め御了承願います。

2 契約保証金について

- (1) 落札された方には、落札決定の日の翌日から起算して14日以内(土曜日、日曜日及び休日を除く。)に売買代金の「100分の10以上」の金額を県が発行する契約保証金の納入通知書により納付していただきます。
- (2) 契約保証金の納入通知書を発行する前に、県の指定する様式により、「契約保証金納付書」(契約保証金の金額を申し出ていただく書面)と「入札保証金の契約保証金充当申出書」(入札保証金を契約保証金に充当する場合のみ提出)を提出していただきます。
- (3) 契約保証金は、売買代金の一部に充当できます。なお、契約締結後に契約解除となった場合は、契約保証金は返還いたしません。

入札者の注意事項

- 1 入札は、現地並びにこの案内書及び各注意事項をよく御覧になってから行ってください。
- 2 代理人が入札するときは、入札前に必ず『委任状』を提出してください。
(法人が入札申込者となっている場合に法人代表者以外の方が入札する場合は委任状が必要になります。また、代理人が入札する場合は、入札書の記入方法に御注意ください (23 ページ「代理人が入札する場合」の記入例を御確認ください。))
- 3 入札保証金を納付した方は、入札保証金を納付した日からその返還を受ける日までに対する利息の支払を請求することはできません。なお、落札者の入札保証金の返還を受けられる日は、契約保証金の納付後となります。(県財務規則(昭和39年3月30日宮城県規則第7号)第103条第1項)
- 4 落札者が落札決定の日の翌日から起算し14日以内(土曜日、日曜日及び休日を除く。)に売買契約を締結しないときは、その落札は無効となり、入札保証金は返還できませんので御注意願います。
- 5 入札書は、万年筆又はボールペンで住所、氏名(法人にあつては、名称及び代表者名)等を記入の上押印し、金額は、**アラビア数字『0、1、2、3・・・』**を用い、数字の先頭に『~~¥~~』を記入してください。記入の際は、いわゆる「消せるボールペン」は使用しないでください。
- 6 提出された入札書はどのような理由があっても書き替え、又は撤回することはできません。
- 7 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効となります。
 - (1) 入札の参加資格を有しない者が行った入札
 - (2) 公正な入札を妨げるなど入札に際し不正行為のあった入札
 - (3) 同一物件の各入札について、二以上の意思表示をした入札
 - (4) 入札書の入札金額及び氏名(法人にあつては、名称及び代表者名)を確認し難いもの、押印のないものの、鉛筆書きのものその他主要な事項が確認できない入札
 - (5) 入札書の金額の表示を訂正した入札
 - (6) 担当職員の指示に従わなかった者が行った入札
- 8 開札は、入札書の提出後入札場所において入札者立会いの上、直ちに行います。
- 9 落札者は、県の設定した予定価格以上の価格をもって決定します。ただし、同価格の入札により、落札が2人以上となった場合は、直ちに『くじ』によって落札者を決定します。
- 10 落札者が決定した場合は、落札者及び落札金額を入札者全員にお知らせします。
- 11 入札者は、入札後、現地、この案内書、この注意事項等の不明等を理由に宮城県に異議を申し立てることはできません。
- 12 入札に参加した場合、入札申込者名及び入札金額は情報公開の対象となりますので、入札参加者の意思と関わりなく後日公表される場合があります。
- 13 この注意事項に定めのない事項は、すべて地方自治法、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)及び財務規則の規定に基づき処理されます。

6 契 約

落札者には、宮城県と、宮城県で定める売買契約書により県有財産に係る売買契約を締結していただきます。契約書の案は 25～32 ページのとおりですが、特に注意いただきたい内容は次のとおりです。

- (1) 売買契約は、落札した日の翌日から起算して 14 日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に締結していただきます。
- (2) 落札後、契約締結に先立ち、契約保証金として売買代金の 100 分の 10 以上を県に納付していただきますが、入札の際に納付した入札保証金を、この契約保証金の一部に充当することができます。また、契約保証金は、契約解除になった場合には返還しません。
- (3) 売買契約書に貼る収入印紙は、落札者（契約者）の方の負担とします。
- (4) 契約締結後 5 年間は、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これに類する業の用又は暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団の事務所、同条第 4 号に規定する暴力団員等の住居その他これらに類するものの用に供することはできません。また、売買物件を第三者に貸し付けるときも同様の義務を賃借人に承継させなければなりません。
- (5) 上記（4）のうち、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に係るものに違反した場合は売買代金の 3 割を、暴力団排除条例に係るものに違反した場合は売買代金の金額の範囲内で県が定める金額を違約金として県にお支払いいただきます。

7 売買代金の納付

- (1) 売買代金は契約締結後一括して、契約締結日の翌日から起算し、40 日以内（納期限の日が日曜日又は休日の場合はその翌金融機関営業日、土曜日の場合は前日）に納付していただきます。
- (2) 契約保証金は、売買代金の一部に充当することができます。
- (3) 売買代金を定められた日までに支払わなかった場合は、売買代金について遅延日数に応じて年 3.0%の割合の違約金を県に支払わなければなりません。
- (4) 売買代金及び契約保証金を納付する際は、次の標札のあるところに納付してください。
 - ①宮城県指定金融機関
 - ②宮城県指定代理金融機関
 - ③宮城県収納代理金融機関（株式会社ゆうちょ銀行及び郵便局を除く）

8 所有権移転登記

- (1) 売買物件の所有権は、売買代金（違約金を徴収することとなった場合は、違約金を含む。）が納付されたときに、落札者（契約者）に移転します。
- (2) 所有権移転登記事務（法務局への手続）は、原則として、県が行います。なお、中間省略登記はできません。
また、共有名義で申込みの場合は、登記申請も共有名義での申請となります。
- (3) 登記に必要な『登録免許税』は、落札者（契約者）の負担となります。税額は、落札決定後に、物件が所在する市町村の固定資産税担当課に確認後、落札者（契約者）にお知らせします。
- (4) 所有権移転後、現地において土地の引渡しを行い、物件受領書を提出していただきます。
- (5) 金融機関からの融資を受けるため、所有権移転と同時に抵当権の設定を希望される場合等、落札者に登記費用を御負担いただく場合があります。

その他の注意事項

- 1 物件の引渡しは、物件調書に特段の記載がない限り、現状のままで行いますので、物件調書を御参考のうえ、必ず事前に現地の確認をしてください。
- 2 物件によっては、敷地内にフェンス、塀、柵等が設置されていますが、これらの工作物の補修、改修、撤去、再築造及びこれらの費用負担等については、県では対応いたしません。
- 3 物件によっては、上下水道設備又はガス設備が敷設されていますが、経年劣化による影響等については確認しておりません。これらの敷設施設の補修、移設、改修、撤去、再築造及びこれらの費用負担等については、県では対応いたしません。
- 4 物件及び隣接地の擁壁、直壁、ブロック塀等について、地上及び地中にて境界を越えている場合がありますが、現況引渡しとなりますので、移設、撤去、再築造及びこれらの費用負担等については、県では対応いたしません。
- 5 物件の敷地内、隣接地等に電柱（電信柱等を含む。）、支線、ゴミ置き場、道路設置物（ガードレール等）、道路標識（カーブミラー等を含む。）等がある場合の移設、撤去等の可否等の取扱いについては、設置者、管理者等にお問い合わせください。県ではこれらについて対応いたしません。
- 6 物件の敷地内にゴミ、ガラ、碎石、切り株等が存する場合がありますが、撤去、搬出及びこれらの費用負担等については、県は対応いたしません。
- 7 現状での引渡しのため、現地の除草、伐採及びこれらの費用負担等について、県は対応いたしません。
- 8 敷地の地盤強度及び地中埋設物の有無については、調査を行っていないため不明です。また地盤強度、地中埋設物及び土壌汚染について、調査及び改良等が必要となる場合の費用は、落札者（契約者）の負担となります。

書式記入例

(個人が入札に参加する場合)

※ 法人が入札に参加する場合の記入例は、管財課ホームページ「一般競争入札により県有財産を売り払います」を御覧ください。

【 記入例 】

県有財産一般競争入札申込書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

宮城県知事 村 井 嘉 浩 殿

入札申込者住所	宮 城 都・道・府(県) 仙 台 (市) 郡 青 葉 町・村・(区)		
電 話 番 号	堤通雨宮町4-17		
入札申込者氏名 又は 名称・代表者名	(フリガナ) ア オ バ シ ゲ ル		
	青 葉 繁 青葉繁印 ※ 印鑑登録証明書の印を押印してください。		
連名者欄 (住所・電話 番号・氏 名又は名 称・代表者 名)	住 所		電話番号
	(フリガナ)		
	印 ※ 印鑑登録証明書の印を押印してください。		

※ 連名でお申込みの場合は、入札申込者及び連名者欄に記入・押印してください。

※ 落札後、県との売買契約締結者及び県からの所有権移転登記名義人となるのは、必ず入札申込者（連名でお申込みの際は入札申込者及び連名者）となりますので御注意ください。

令和〇年〇月〇〇日執行の下記の県有財産の一般競争入札に参加したいので、申し込みます。

記

[illegible]

【添付書類】

- 1 住民票抄本（法人の場合は、現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）
- 2 印鑑登録証明書
- 3 誓約書（役員等名簿の添付が必要とされる法人の場合は、役員等名簿）

【 記入例 】

誓 約 書

私は、宮城県が実施する県有財産一般競争入札の申込みに当たり、次の事項を誓約します。

- 1 現在、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者に該当しません。
- 2 過去 3 年間、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項第 1 号から第 6 号までの規定に該当したことはありません。
- 3 入札申込者、入札申込者の役員又は入札申込者の法定代理人は、下記のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しません。

また、貴職において必要と判断した場合に、入札申込者、入札申込者の役員又は入札申込者の法定代理人の個人情報警察に提供することについて同意します。

記

- (1) 暴力団（暴力団排除条例（平成 22 年宮城県条例第 67 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第 4 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
 - (2) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどする者
 - (3) 暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与する者
 - (4) 暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれと取引し、又は不当に利用するなどする者
 - (5) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者
 - (6) 次に掲げる行為をする者（第三者を利用してする場合を含む。）
 - ① 暴力的な要求
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求
 - ③ 契約の履行に際しての脅迫的な言動又は暴力
 - ④ 偽計又は威力を用いての県職員等の業務の妨害
 - ⑤ ①から④までに掲げる行為に準ずる行為
- 4 入札に対し、入札物件、主な売買契約条件、入札説明等全て承知の上参加しますので、後日これらの事柄について、宮城県に対し一切の異議、苦情を申し立てません。
- この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

備考 この誓約書において、役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含みます。

年 月 日

宮城県知事 殿

ふりがな 入札申込者氏名 又は 名称・代表者名	あ お ば 青 葉	しげる 繁	 ※ 印鑑登録証明書の印を押印してください。
----------------------------------	---------------------	-----------------	--

※ 共有名義でお申込みの場合は、下に続けて記入・押印してください。

以下の入札申込者欄の該当する□に✓を付け、それぞれ必要書類を提出してください。
個人の方は、下記に性別及び生年月日（和暦）も併せて記入願います。

入札申込者	必要書類	
	誓約書	役員等名簿
☒ 個人〔性別： 男 〕〔生年月日： 昭和50 年 1 月 1 日〕 ☐ 公益社団・財団法人又は主務官庁の認可により設立された法人（学校法人、医療法人、社会福祉法人等） ☐ 上場企業 ☐ 県が株主である法人	○	
☐ 上場企業の子会社※	○	○
☐ 上記以外	○	○

- ※ 入札申込者が親会社の有価証券報告書に記載のある子会社（関連会社は除く）である場合は、親会社の直近の有価証券報告書（入札申込者が明記されているもの）を提出することにより、役員等名簿の代わりとすることができます。
- ※ 国、地方公共団体及び公共団体（（地方）独立行政法人、公共組合、公社、公団、公庫、特殊法人）、地方職員共済組合宮城県支部、警察共済組合宮城県支部、宮城県職員組合）については、本誓約書及び役員等名簿の提出は不要です。

「上場企業の子会社」や「上記以外」に該当する場合は、役員等名簿（17 ページ様式）の添付が必要です。

【 記入例 】

別紙

役 員 等 名 簿

年 月 日

団体名

役 職	ふりがな 氏 名	性別	住 所 ※役員等の実際の居住地を記入	生年月日 ※和暦で記入
代表取締役社長	あおば しげる 青葉 繁	男	宮城県仙台市青葉区本町3丁目8-1	昭33. 3. 3
取締役	みやぎの はなこ 宮城野 花子	女	宮城県仙台市宮城野区宮城野4丁目4-4	昭44. 4. 4
取締役	せんだい しろ 仙台 四郎	男	宮城県仙台市青葉区青葉5-5	昭55. 5. 5

(注1) 氏名には、ふりがなを付けて下さい。

(注2) 役員等の住所は、実際の居住地を記入してください。

(注3) 生年月日は和暦で記入してください。

【記載例】

入札保証金納付書発行依頼書

令和 年 月 日

宮城県知事 村井嘉浩 殿

住 所 宮城県仙台市青葉区堤通雨宮町 4-17

商号又は名称 ●●●●●●

代 表 者 役 職 代表取締役社長

氏 名 青葉 繁

令和●年●月●日に開札されます、「令和●年度県有財産第●回一般競争入札」の入札に
関して、入札保証金を納付いたしますので、下記金額により発行をお願いします。

記

入札保証金： 金 0000000000 円 也

【記載例】

入札保証金払戻請求書

令和 年 月 日

宮城県知事 村井嘉浩 殿

住 所 宮城県仙台市青葉区堤通雨宮町 4-17

商号又は名称 ●●●●●●

代 表 者 役 職 代表取締役社長

氏 名 青葉 繁

令和●年●月●日執行の「令和●年度県有財産第●回一般競争入札」に係る入札保証金を下記振込先に振り込んで下さい。

金 000000000 円 也

振込先

●●● 銀 行 ●●●● 支 店

預金種別 1. 普通 2. 総合 3. 当座

口座番号 0000000

フリガナ アオバ シゲル

口座名義 青葉 繁

【 記入例 】

委 任 状

代理人 氏名 広瀬 泉 (広瀬) ※代理人の印は認印で構いません。



※代理人の印は認印で構いません。

私は、上記の者を代理人と定め、下記の県有財産の一般競争入札に関する一切の権限を委任します。

記

物 件 番 号	N o . ○
所 在 地	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

令和〇〇年〇〇月〇〇日

宮城県知事 村 井 嘉 浩 殿

入札申込者住所	宮 城 都・道・府(県) 仙 台 (市) 郡 青 葉 町・村・区
	堤通雨宮町4－17
入札申込者氏名 又は 名称・代表者名	青 葉 繁 
	※ 印鑑登録証明書の印を押印してください。

※ 印鑑登録証明書の印を押印してください。

【記入例：本人が入札する場合】

入 札 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

宮城県知事 村 井 嘉 浩 殿

入 札 者 氏 名 又は 名 称 ・ 代 表 者 名	青 葉 繁  ※ 入札申込者の場合は入札申込書と同一の印を、代理人の場合は委任状と同一の印を押印してください。
入 札 申 込 者 住 所	宮 城 都・道・府 県 仙 台 市 郡 青 葉 町・村 区 堤通雨宮町 4 － 1 7
入札申込者(委任者) 氏名 又は名称・代表者名	本人による入札の場合はこの欄は記入不要 ※ 連名でお申込みの場合は、お申込み者全員の氏名又は名称・代表者名をご記入ください。

物 件 番 号	N o . O
所 在 地	O O O O O O O O O O O O O O O O O O O O

上記県有財産について、下記の金額をもって入札します。

記

金額	百億	拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円
		¥	0	0	0	0	0	0	0	0	0

【注意】

- 1 代理人が入札する際には、必ず委任状に押印した印と同一の印を押印すること。
その場合、入札申込者（委任者）氏名の欄に、申込者本人の氏名等を記入すること（本人の押印は不要。）。
- 2 金額はアラビア数字（0、1、2、3・・・）とし、数字の頭に¥を入れること。
- 3 金額を訂正したものは無効となる。

【記入例：代理人が入札する場合】

入 札 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

宮城県知事 村 井 嘉 浩 殿

入札者氏名 又は 名称・代表者名	代理人の氏名 広瀬 泉 
入札申込者住所	宮城 都・道・府・ <u>県</u> 仙台 <u>市</u> ・郡 青葉 町・村・ <u>区</u> 堤通雨宮町 4-17
入札申込者(委任者)氏名 又は名称・代表者名	青葉 繁 押印不要
※ 連名でお申込みの場合は、お申込み者全員の氏名又は名称・代表者名をご記入ください。	
物件番号	No.○
所在地	申込者の情報 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

上記県有財産について、下記の金額をもって入札します。

記

金額	百億	拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円
		¥	0	0	0	0	0	0	0	0	0

【注意】

- 1 代理人が入札する際には、必ず委任状に押印した印と同一の印を押印すること。
その場合、入札申込者（委任者）氏名の欄に、申込者本人の氏名等を記入すること（本人の押印は不要。）。
- 2 金額はアラビア数字（0、1、2、3・・・）とし、数字の頭に¥を入れること。
- 3 金額を訂正したものは無効となる。

契約書 様式

この契約書の案は、県が土地等をお譲りする場合の標準的な契約書を参考としてお示ししております。

実際の契約書は、案件によっては若干異なる場合がございますので御承知ください。

売 買 契 約 書

売出人宮城県（以下「甲」という。）と買受人●●（以下「乙」という。）とは、土地の売買について、次の条項により契約を締結する。

（売買物件）

第1条 売買物件は、次のとおりとする。

（注）売買物件に電柱等があるときは次のただし書きを加える。別紙については31ページの様式を使用する。

ただし、別紙の特約を付する。

所 在 地	区 分	数 量	摘 要
	土地	m ²	
計		m ²	

（別添図面朱線内部分）

（売買代金）

第2条 売買代金は、金●●円とする。

（契約保証金）

第3条 乙は、この契約締結と同時に契約保証金として金●●円を甲に納付しなければならない。

2 前項の契約保証金は、第6条第2項若しくは第14条第2項に定める違約金又は第17条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

3 第1項の契約保証金には、利息を付さないものとする。

4 第1項の契約保証金は、乙から甲への申出により、売買代金の一部として充当できるものとする。

（代金の支払）

第4条 乙は、売買代金を、甲の発行する納入通知書により令和 年 月 日までに甲に支払わなければならない。

2 甲は、乙から前条第4項に定める契約保証金の売買代金への充当の申出があった場合は、第2条に定める売買代金から契約保証金を除いた金額を乙に請求するものとする。

（契約保証金の充当）

第5条 売買代金への充当の申出があった契約保証金は、前条第2項に定める金額を乙が完納したとき甲において充当するものとする。

（違約金）

第6条 甲は、乙が第4条第1項の期日までに売買代金を支払わなかったときは、当該売買代金について当該期日の翌日から支払の日まで年3.0%に相当する違約金を徴収するものとする。ただし、該金額が100円未満であるときは、その全額を切り捨てるものとする。

2 乙は、第10条に定める義務に違反したときは、売買代金の3割に相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。

3 前2項の違約金は、第17条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

（所有権の移転及び登記の嘱託）

第7条 売買物件の所有権は、乙が売買代金（前条第1項に規定する違約金を含む。）を完納したとき乙に移転するものとする。

2 乙は、前項の規定により売買物件の所有権が移転した後、甲に対し所有権の移転登記を請求するものとし、甲はその請求により遅滞なく当該登記を嘱託するものとする。この場合の登録免許税は、乙の負担とする。

(売買物件の引渡し)

第8条 甲は、売買物件の所有権が移転した日から10日以内に甲乙両者の定める日に当該物件をその所在する場所において乙に引き渡し、乙は当該物件の受領証を甲に提出しなければならない。

(危険負担)

第9条 乙は、この契約締結のときから売買物件の引渡しの日までの間において当該物件がその責めに帰することのできない理由により滅失又は毀損した場合は、甲に対して売買代金の減免を請求することができるものとする。

(売買物件の用途規制)

第10条 乙は、この契約締結後5年間は、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これに類する業の用又は暴力団排除条例(平成22年宮城県条例第67号)第2条第2号に規定する暴力団の事務所、同条第4号に規定する暴力団員等の住居その他これらに類するものの用に供してはならない。

2 乙は、売買物件を第三者に貸し付けるときは、前項に定める義務を賃借人に承継させなければならない。

(契約不適合責任)

第11条 売買物件の引渡し後、当該物件について、種類、品質又は数量に関し、契約内容との不一致(以下「契約不適合」という。)が発見された場合でも、乙は、甲に対し、当該物件の修補の請求、代替物の引渡請求、不足分の引渡しによる履行の追完の請求、契約不適合の程度に応じた代金の減額請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

2 前項の規定にかかわらず、この契約が消費者契約法(平成12年法律第61号)第2条第3項に規定する「消費者契約」に該当する場合は、乙は、契約不適合について、売買物件の引渡しの日から2年間に限り、甲に対し、不足分の引渡しによる履行の追完の請求、契約不適合の程度に応じた代金の減額請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができる。

(契約保証金の還付等)

第12条 甲は、乙が第4条第1項に定める義務を履行したときは、乙の請求により遅滞なく第3条第1項に定める契約保証金を乙に還付するものとする。ただし、第5条の規定により売買代金に充当した契約保証金については、この限りでない。

2 甲は、乙が第4条第1項に定める義務を履行しないときは、第3条第1項に定める契約保証金を甲に帰属させることができる。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

(暴力団等の排除に係る解除)

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。なお、乙の使用人が乙の業務として行った行為は、乙の行為とみなす。

(1) 乙の役員等(法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(2) 乙又は乙の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(3) 乙又は乙の役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(4) 乙又は乙の役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

- (5) 乙又は乙の役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。
- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合には、乙は、甲に対し、違約金として売買代金の金額の範囲内で甲の定める金額を支払うものとする。この違約金は、第 17 条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。
- 3 第 1 項の規定によりこの契約が解除された場合には、乙は、解除により生じる損害について、甲に対し一切の請求を行わないものとする。
- (返還金等)
- 第 15 条 甲は、前 2 条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還するものとする。この場合の当該返還金には、利息を付さない。
- 2 甲は、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。
- 3 甲は、解除権を行使したときは、乙が売買物件に支出した必要経費、有益費その他一切の費用は償還しない。
- (原状回復義務等)
- 第 16 条 乙は、甲が第 13 条又は第 14 条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還させることができる。
- 2 乙は、前項ただし書きの場合において、売買物件が滅失又は毀損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責めに帰する理由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。
- 3 乙は、第 1 項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに当該物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。
- (損害賠償)
- 第 17 条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため又は義務の履行が不能であるため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。
- (返還金の相殺)
- 第 18 条 甲は、第 15 条第 1 項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第 14 条第 2 項に定める違約金又は前条に定める損害賠償金を甲に支払う義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺することができる。
- (契約の費用)
- 第 19 条 この契約の締結及び履行等に関して必要な一切の費用は、乙の負担とする。
- (裁判管轄)
- 第 20 条 この契約に関する訴えの管轄は、甲の本庁舎所在地を管轄区域とする仙台地方裁判所とする。
- (その他)
- 第 21 条 この契約に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときについては、その都度甲乙協議して決めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

甲 (売出人)

宮城県知事 村 井 嘉 浩

乙 (買受人)

(住所)

(氏名)

印

別紙

特約

乙は、売買物件の一部について、次の表のとおり、売買物件の所有権の移転した日から使用することを承諾する。

使用者名	使用目的	数量	使用承諾期間の期限

(注) 対象物件に電柱、埋設管等の貸付物件がある場合は、設置者との協議のための猶予期間として、一定期間、使用承諾期間の特約を付す。

物件調書

No. 1 台原引揚者住宅跡地

仙台市青葉区台原三丁目 3 番 309、3 番 375

No. 2 八幡住宅跡地

仙台市青葉区八幡二丁目 1 番 20

No. 3 安養寺住宅跡地

仙台市宮城野区東仙台七丁目 7 番 5

No. 4 旧宮城県乳児院跡地

仙台市宮城野区東仙台六丁目 142 番 3、142 番 4

No. 5 北部保健福祉事務所岩出山支所跡地

大崎市岩出山字浦小路 35

No. 6 署所在地交番広原連絡所跡地

加美郡加美町菜切谷字原 17 番 7

物 件 調 書

物件番号	No. 1
------	-------

基本事項	物 件 名	台原引揚者住宅跡地		
	前 用 途	引揚者住宅	担当課	管財課
	所 在 地	仙台市青葉区台原三丁目 3 番 309、3 番 375		
	住 居 表 示	仙台市青葉区台原三丁目 37 街区		
	面 積 (登記面積)	231.10 m ² (231.10 m ²)	地 目 (登記地目)	宅 地 (宅 地)

敷地状況	現在の状況	更地		
	地形・地勢	旗竿地（L字型）状で不整形。西側（敷地の半分程度）が法面です。		
	道路の状況	東側で幅員約 4m の建築基準法第 42 条第 2 項道路に、約 3.4m 接道しています。		
	私道負担	なし		
	土地境界の確認	済(平成 21 年 1 月)	国土調査	—
	占有物	・敷地東側に隣接地建物の雨樋の一部が越境しています。 ・上水道の引込管が隣接地と共有となっているため、引込管が隣接地の地下を経由しています。		
	付属物等	・対象地西側及び北側の法面に対して、練積み造で高さ 3.6m の擁壁を設置しています。また、擁壁には水抜き用パイプ、擁壁の下部にフェンスを設置しています。 ・敷地南東側に石積が設置されています。		

(次ページに続く)

法規制等	都市計画法・建築基準法	都市計画		都市計画区域内（市街化区域）		
		用途地域	種 別	第二種中高層住居専用地域		
			建ぺい率	60%	容積率	200%
	その他の法令	地区・街区等		・第2種高度地区		
		建築物の制限		・道路斜線制限 ・隣地斜線制限 ・北側斜線制限 ・日影規制 ・建築基準法第22条第1項（屋根性能） ・建築基準法第23条第1項（外壁）		
	その他の法令	法令及び規制の名称		・宅地造成等工事規制区域（宅地造成及び特定盛土等規制法） ・立地適正化計画（居住誘導区域）（都市再生特別措置法） ・屋外広告物条例における第二種許可地域（屋外広告法） ・「杜の都」景観計画における景観計画区域（沿線市街化ゾーン）（景観法）		

防災・災害関係	造成宅地防災区域		区域外	
	土砂災害警戒区域		区域外	
	津波災害警戒区域		区域外	
	水防法に基づく水害ハザードマップ		洪水：区域外 雨水出水（内水）：区域外 高潮：区域外	

諸事項	供給施設・排水施設の状況	電 気	接面道路に配線有り	ガ ス	接面道路に配管有り
		上水道	接面道路に配管有り （本管口径：75mm） 引込管有り （引込管口径：13mm）	下水道	接面道路に本管有り （本管口径：200mm） 引込なし

（次ページに続く）

		備考	・電気について、接面道路に配線があります。 ・ガスについて、接面道路に本管がありますが、引き込みはありません。引込は買受者の負担となります。 ・上水道については、引き込みがされておりますが、現在使用可能かどうかの確認は行っていないため機能の保証はできません。詳細については、仙台市水道局までお問い合わせください。 ・上水道について、引込管 13mm の権利は残っているものの、メーターについては返却しています。引込管の口径変更等に伴い、水道加入金の差額が発生する場合には、買受者の負担となります。また、現況のままでの売払いとなりますので、名義変更等についても、買受者において届出ください。 ・前記の占有物にも記載のとおり、上水道の引込管について、隣接地と共有で接面道路から引き込みされているため、隣接地（民有地）を介して上水道が供給されています。今後の取扱いについては、買受者と当該隣接地（民有地）所有者との間で別途協議してください。 ・下水道について、接面道路に本管はありますが、引き込みはありません。引き込みは買受者の負担となります。なお、対象地と接面道路に高低差があるため、引き込みに要する費用負担が大きくなる可能性があります。 ・電気、ガス、下水道を引き込む場合において、隣接地を経由しなければ引き込めない場合には、買受者において、隣接地所有者と別途協議してください。 ・供給施設、排水施設の状況は上記のとおりですが、現在使用可能か否かの確認は行っていないため、機能は保証できません。詳細は以下の各担当部署に御確認下さい。 【電 気】 東北電力株式会社コールセンター 【ガ ス】 仙台市ガス局 【上水道】 仙台市水道局 【下水道】 下水道北管理センター
	交通機関	鉄道等	仙台市営地下鉄「台原」駅まで約 0.3km（徒歩約 4 分）
		バス	仙台市営バス「台原駅」停留所まで約 0.3km（徒歩約 4 分）
	公共施設等		・青葉区役所の北方約 3km（徒歩約 44 分） ・台原小学校の北西方約 0.55km（徒歩約 8 分） ・台原中学校の北西方約 0.55km（徒歩約 7 分）

(次ページに続く)

	その他参考事項	・対象地は現状有姿での引渡しになります。土地利用に当たって、除草等が必要になる場合は、買受者の負担となります。 ・前記の占有物、付属物等は現状での引渡しとなります。使用にあたり修繕または撤去等が必要となる場合は、買受者の負担となります。 ・対象地は、平成 21 年 3 月に木造平屋建ての建物を解体しています。解体の際の埋め戻しに、当該解体現場で発生したコンクリート塊を使用しています。土地利用にあたり撤去が必要になる場合には、買受者の負担となります。 ・住居表示については、建築物を建築した際に、新たな住居表示が符番される可能性があります。詳細については、青葉区役所まちづくり推進課にご確認ください。 ・接面道路は建築基準法第 42 条第 2 項道路となっています。幅員は 4 m 以上ありますが、狭あい協議が必要になる場合があります。詳細については、仙台市青葉区役所建設部街並み形成課までお問合せください。 ・対象地は、宅地造成等工事規制区域内のため、土地の造成には許可や届出が必要な場合があります。詳細については、仙台市都市整備局開発調整課までお問合せください。 ・対象地は、接面道路より約 2m 低くなっているため、現状のままでは、車両等の乗り入れはできません。 ・対象地西側及び北側の法面について、令和 7 年度に擁壁を設置しました。ただし、宮城県建築基準条例第 5 条（いわゆるがけ条例）の適合の有無等の詳細については、買受者において、仙台市青葉区役所街並み形成課へご確認ください。 ・対象地の擁壁の設置に伴い、必要な地盤調査については実施しています。追加の調査、土壌の改良等が必要な場合には、買受者の負担になります。 ・地中埋設物及び土壌汚染の有無については、調査を行っていないため不明です。調査、撤去、改良等が必要な場合、費用は買受者の負担となります。
--	----------------	---

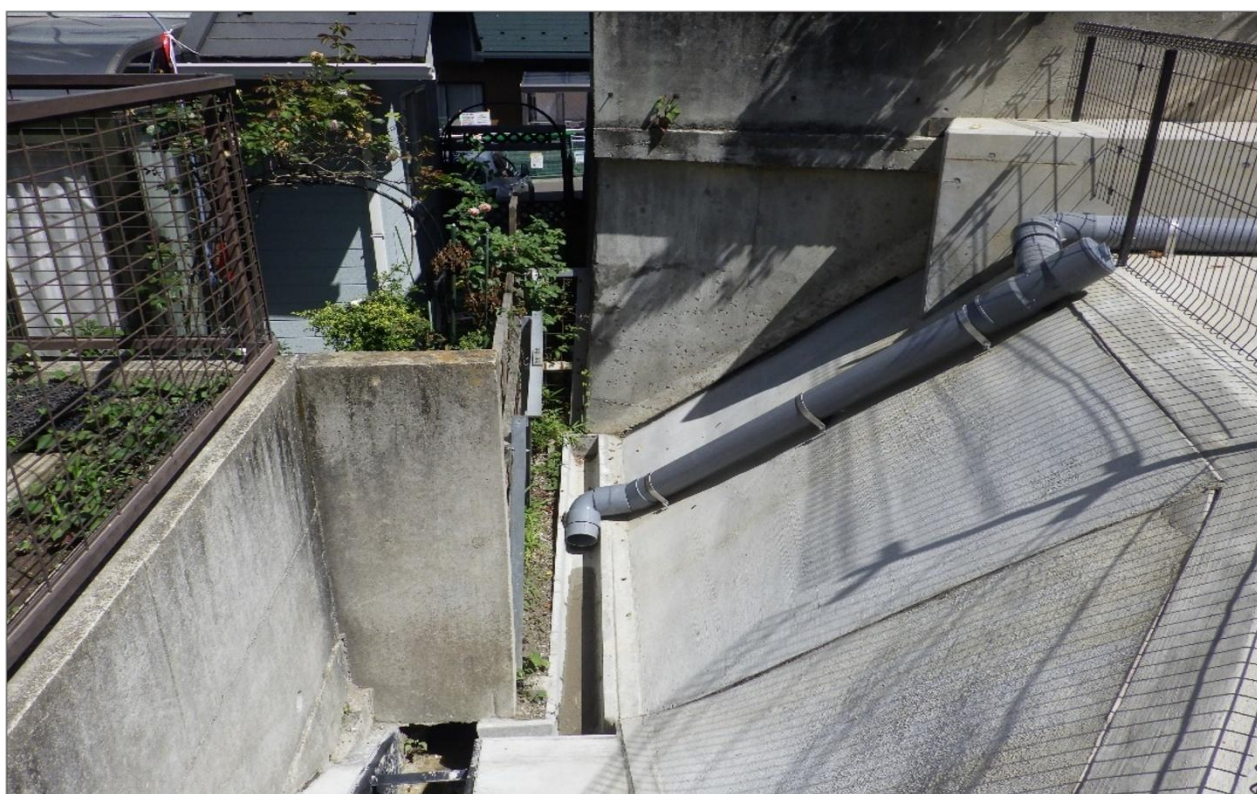
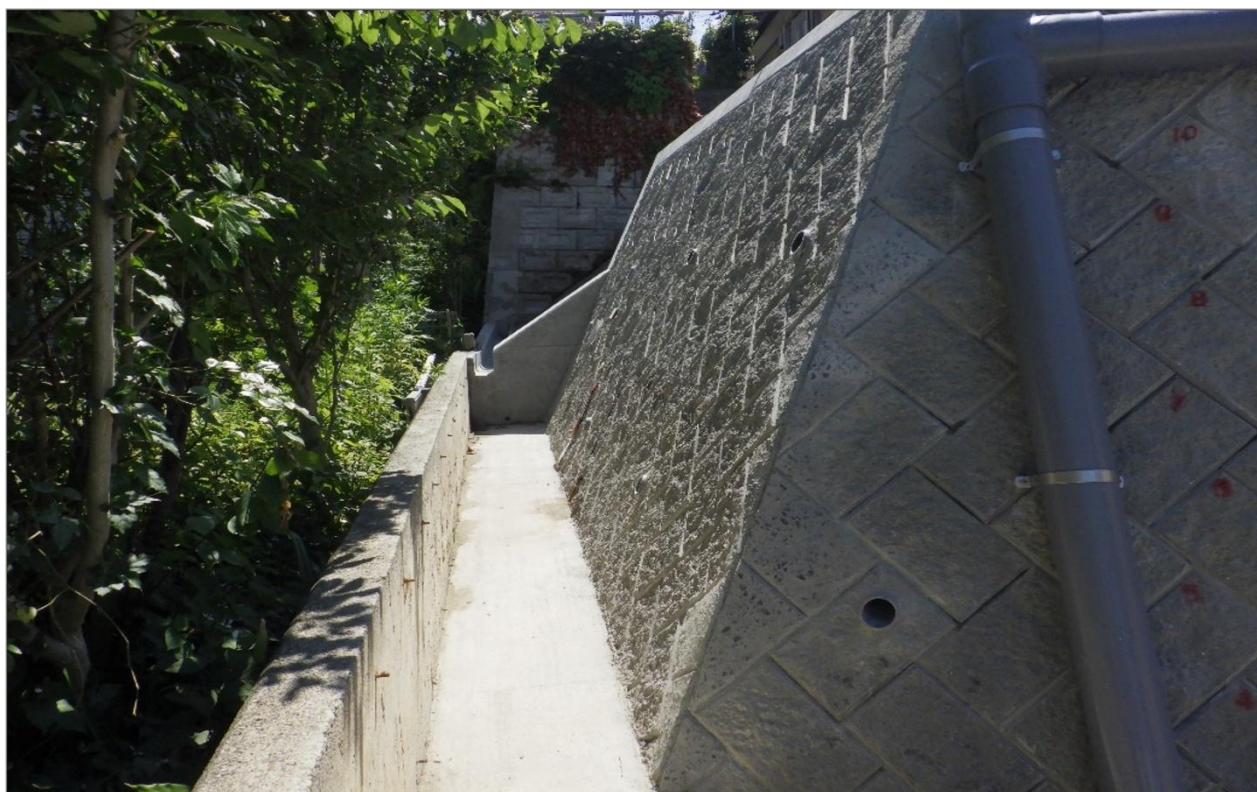
位置図



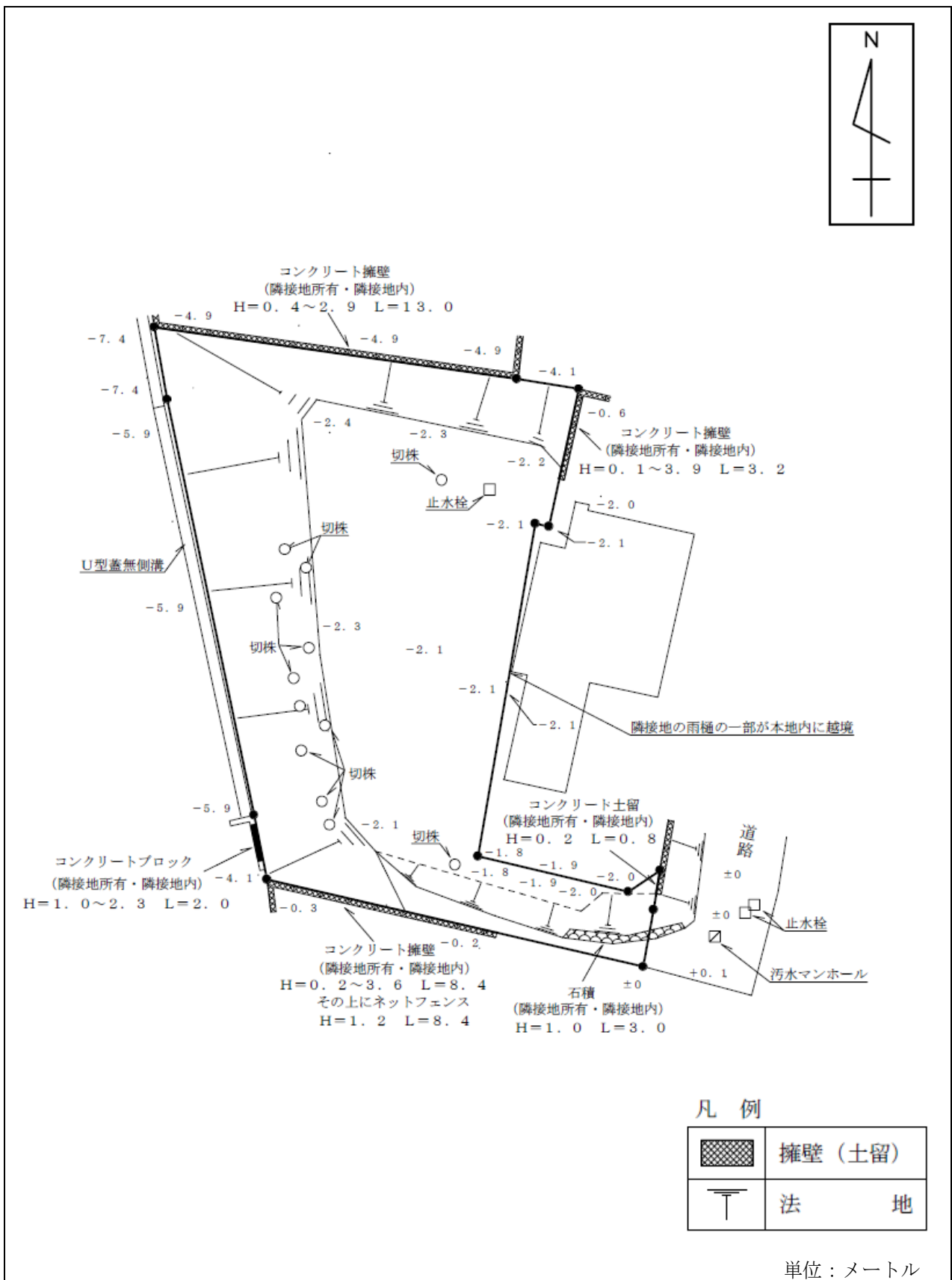
地理院地図（電子国土 web）を基に作成＜<https://maps.gsi.go.jp/index.html>＞

現 地 写 真



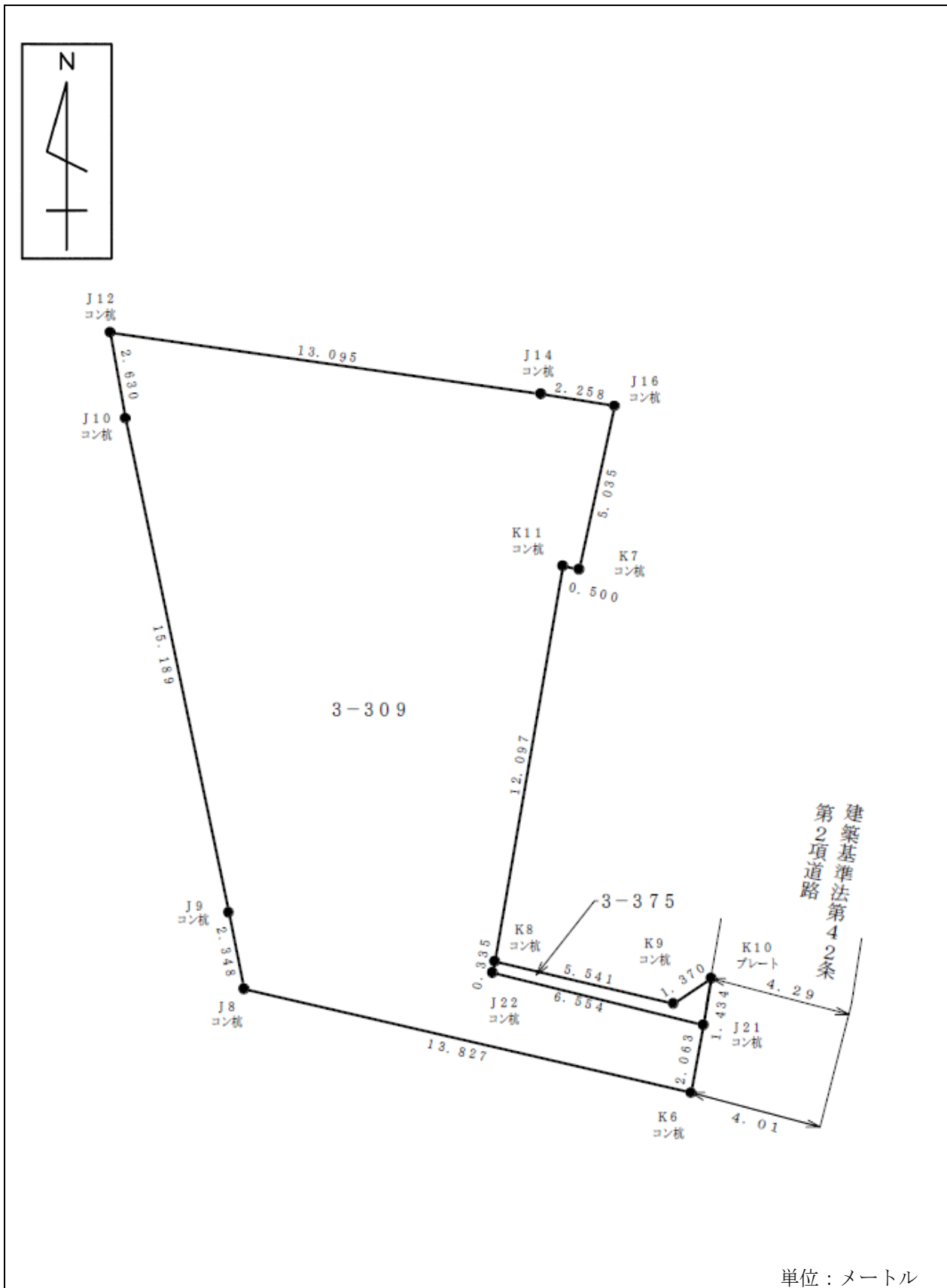


概 要 図



※工作物や樹木の越境等については、極力概要図に記載しておりますが、現況と相違している場合、現況が優先します。
物件は現状有姿の引渡しとなりますので、必ず入札参加者ご自身において現地等の調査確認を行ってください。

明 細 図

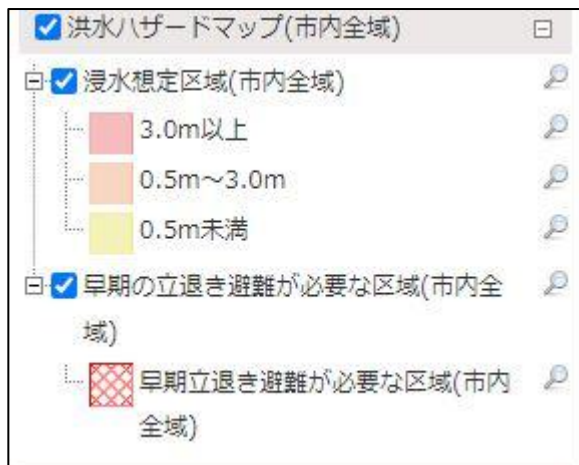
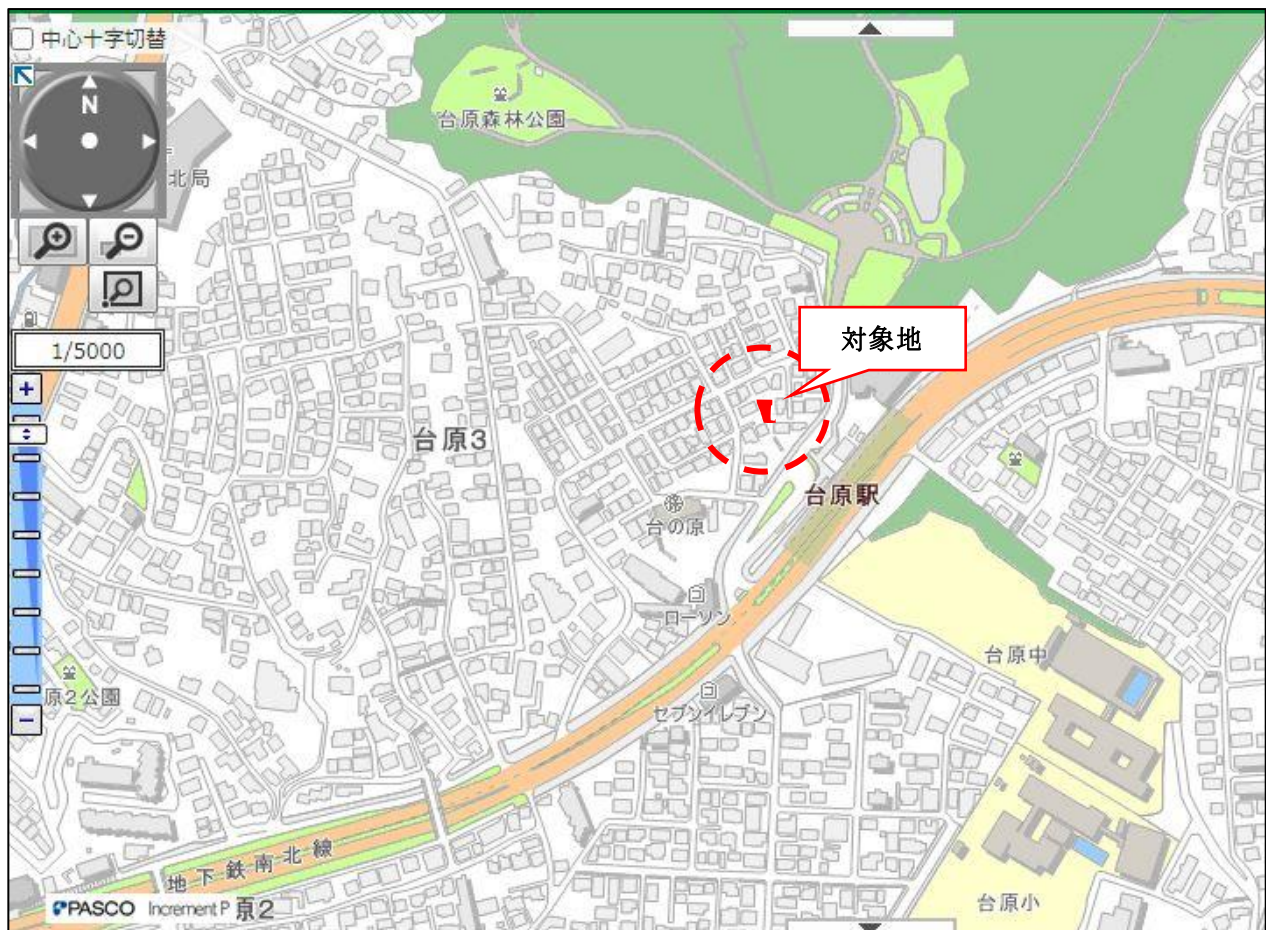


※法令等に基づく区域指定線などについては概略線であり、必ず入札参加者ご自身において関係機関にご照会ください。

○対象地周辺の浸水想定区域

No.1：台原引揚者住宅跡地

(仙台市「洪水ハザードマップ」(水防法第 15 条第 3 項に基づくハザードマップ) より抜粋)



物 件 調 書

物件番号	No. 2
------	-------

基 本 事 項	口 座 名	八幡住宅跡地		
	前 用 途	職員宿舎	担 当 課	管財課
	所 在 地	仙台市青葉区八幡二丁目 1 番 20		
	住 居 表 示			
	面 積 (登記簿面積)	3,705.75 m ² (3,705.75 m ²)	地 目 (登記簿地目)	宅 地 (宅 地)

敷 地 状 況	現在の状況	更地		
	地形・地勢	・間口約 11.8m、最大奥行約 66.4mの三角形様の不整形地 ・中央部分はほとんど平坦ですが、敷地周囲や北西側で高低差も見られます。		
	道路の状況	・南側で幅員約 6m の建築基準法第 42 条第 1 項 1 号道路（道路管理者：仙台市）に接道しています。 ・西側で幅員約 4.4m の建築基準法第 42 条第 1 項 1 号道路（道路管理者：仙台市）に接道しています。ただし、本道路は歩行者専用道路です。		
	私道負担	なし		
	土地境界の確認	済(令和 6 年 3 月 14 日)	国土調査	—
	占有物	・対象地東側や北側の隣接地から植栽が越境している箇所があります。		
	付属物等	・敷地周囲にブロック塀やフェンスを存置している箇所があります。 ・北西側は高低差があるため、ブロック塀が存置されています。 ・敷地の周囲に侵入防止のため木柵を設置しています。 ・敷地内に上水道の引込管（プラグ止め）、公共汚水枥が設置されています。		

法規制等	都市計画法・建築基準法	都市計画		都市計画区域内（市街化区域）		
		用途地域	種 別	第一種住居地域		
			建ぺい率	60%	容積率	200%
		地区・街区等		・ 第 3 種高度地区 ・ 準防火地域		
	建築物の制限		・ 道路斜線制限 ・ 隣地斜線制限 ・ 日影規制 ・ 第 3 種高度地区のため、北側隣地の日照を確保するための「真北方向の斜線規制（北側斜線）」が適用されます。			
	その他の法令	法令及び規制の名称		・ 宅地造成等工事規制区域（宅地造成及び特定盛土等規制法） ・ 立地適正化計画（居住誘導区域）（都市再生特別措置法） ・ 屋外広告物条例における第二種許可地域（北山・宮町界限ゾーン C-1 地区）（屋外広告法） ・ 「杜の都」景観計画における景観計画区域（沿線市街化ゾーン）（景観法） ・ 駐車場附置義務条例における近隣商業地域等（周辺地区） ・ 広瀬川の清流を守る条例における水質保全区域		

防災・災害関係	造成宅地防災区域		区域外				
	土砂災害警戒区域		区域外				
	津波災害警戒区域		区域外				
	水防法に基づく水害ハザードマップ		洪水 雨水出水 高潮	水：区域外 （内水）：区域外 潮：区域外			

(次ページに続く)

諸 事 項	供給施設・ 排水施設の 状況	電 気	接面道路に配線有り	ガ ス	都市ガス
		上水道	接面道路に配管有り (本管口径：150mm) 引込管有り (引込管口径：25mm、50mm)	下水道	接面道路に本管有り (本管口径：1200mm) 引込管有り
		備考	・電気について、接面道路に配線があります。 ・ガスについては、敷地内に仕切弁がありますが、現在使用可能か否かの確認は行っていないため、機能の補償はできません。詳細は仙台市ガス局にご確認ください。なお、引込が必要になる場合は、買受者の負担となります。 ・上水道については、引き込みがされておりますが、現在使用可能かどうかの確認は行っていないため機能の保証はできません。詳細については、仙台市水道局までお問い合わせください。 ・上水道について、引込管 50mm、引込管 25mm の権利は残っています。引込管の口径変更等に伴い、水道加入金の差額が発生する場合には、買受者の負担となります。また、現況のままでの売払いとなりますので、名義変更等についても、買受者において届出ください。 ・下水道について、接面道路（西側の歩行者専用道路）の本管から引き込みがなされておりますが、現在使用可能かどうかの確認は行っていないため機能の保証はできません。詳細については、下水道北管理センターまでお問い合わせください。 ・供給施設、排水施設の状況は上記のとおりですが、現在使用可能か否かの確認は行っていないため、機能は保証できません。詳細は以下の各担当部署に御確認下さい。 【電 気】 東北電力株式会社コールセンター 【ガ ス】 仙台市ガス局 【上水道】 仙台市水道局 【下水道】 下水道北管理センター		
	交通機関	バ ス	仙台市営地下鉄南北線 約 1.8km（徒歩 26 分） 仙台市営バス 柏木二丁目バス停 約 0.2km（徒歩約 3 分）		
	公共施設等		・青葉区役所 約 2.2km（徒歩 31 分） ・仙台市立八幡小学校 約 0.19km（徒歩約 3 分） ・仙台市立西山中学校 約 0.6km（徒歩約 7 分）		

(次ページに続く)

	その他参考事項	・対象地は現状有姿での引渡しになります。土地利用に当たって、除草等が必要になる場合は、買受者の負担となります。 ・前述の占有物、付属物等については、現状での引渡しとなります。使用にあたり修繕または撤去等が必要となる場合の費用は、買受者の負担となります。 ・対象地は、宅地造成等工事規制区域内のため、土地の造成には許可や届出が必要な場合があります。詳細については、仙台市都市整備局開発調整課までお問合せください。 ・対象地は、広瀬川の清流を守る条例における水質保全区域内のため、工場等を設置し、広瀬川に水を排出する場合は、あらかじめ仙台市の許可受けなければなりません。詳細については、仙台市環境局環境対策課までお問い合わせください。 ・敷地の地盤強度については、調査を行っていないため不明です。地盤強度、地中埋設物及び土壌汚染等について、調査及び改良等が必要となる場合の費用は買受者の負担となります。 ・地中埋設物及び土壌汚染等については、調査を行っていないため不明です。地中埋設物及び土壌汚染等の調査、撤去、改良等が必要となる場合には、買受者の負担となります。
--	----------------	---

位置図



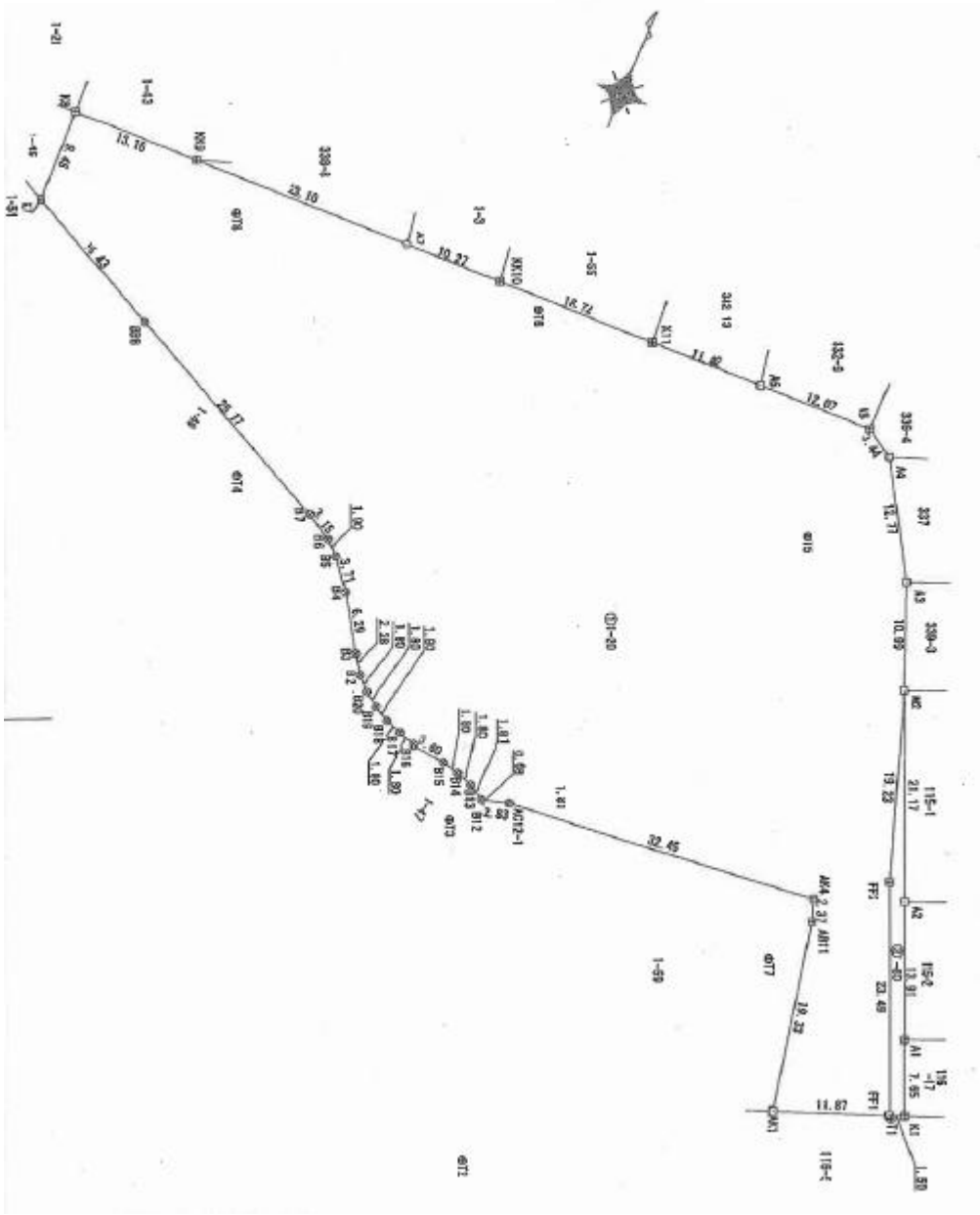
地理院地図（電子国土web）を基に作成<<https://maps.gsi.go.jp/index.html>>

現 地 写 真





概 要 図



※工作物や樹木の越境等については、極力概要図に記載しておりますが、現況と相違している場合、現況が優先します。
物件は現状有姿の引渡しとなりますので、必ず入札参加者ご自身において現地等の調査確認を行ってください。

明 細 図



※法令等に基づく区域指定線などについては概略線であり、必ず入札参加者ご自身において関係機関にご照会ください。

○対象地周辺の浸水想定区域

(仙台市「洪水ハザードマップ」(水防法第15条第3項に基づくハザードマップ)より抜粋)



物 件 調 書

物件番号 No. 3

基 本 事 項	口 座 名	安養寺住宅跡地		
	前 用 途	県営住宅	担 当 課	管財課
	所 在 地	仙台市宮城野区東仙台七丁目 7 番 5		
	住 居 表 示	仙台市宮城野区東仙台七丁目 16-2		
	面 積 (登記簿面積)	1,487.87 m ² (1,487.87 m ²)	地 目 (登記簿地目)	宅 地 (宅 地)

敷 地 状 況	現在の状況	更地		
	地形・地勢	・間口約 81m、奥行約 29mの三角形様の不整形地です。 ・対象地は平坦です。		
	道路の状況	・南側で幅員約 6m の建築基準法第 42 条第 1 項第 1 号道路(道路管理者：仙台市)に接道しています。 ・東側で幅員約 6m の建築基準法第 42 条第 1 項第 1 号道路(道路管理者：仙台市)に接道しています。		
	私道負担	なし		
	土地境界の確認	済(令和 6 年 7 月 11 日)	国土調査	—
	占有物	・対象地南側の道路側溝(雨水桝)の一部が 2 箇所、道路から県有地に軽微に越境しています。		
	付属物等	・敷地の周囲に侵入防止のため木柵を設置しています。 ・敷地内に上水道の引込管(プラグ止め)、公共汚水桝、ガス杭が設置されています。		

(次ページに続く)

法規制等	都市計画法・建築基準法	都市計画	都市計画区域（市街化区域）			
		用途地域	種 別	第一種低層住居専用地域		
			建ぺい率	50%	容積率	80%
		地区・街区等	・ 第 1 種高度地区			
		建築物の制限	・ 外壁の後退距離：1.0m ・ 建築物の高さ制限：10.0m ・ 道路斜線制限 ・ 北側斜線制限 ・ 日影規制 ・ 建築基準法第 22 条第 1 項（屋根性能） ・ 建築基準法第 23 条第 1 項（外壁）			
	その他の法令	法令及び規制の名称	・ 宅地造成等工事規制区域（宅地造成及び特定盛土規制法） ・ 立地適正化計画（居住誘導区域）（都市再生特別措置法） ・ 屋外広告禁止条例の屋外広告禁止地域（屋外広告法） ・ 「杜の都」景観計画における景観計画区域（郊外住宅地ゾーン）（景観法）			

防災・災害関係	造成宅地防災区域	区域外
	土砂災害警戒区域	区域外
	津波災害警戒区域	区域外
	水防法に基づく水害ハザードマップ	洪水：区域外 雨水出水（内水）：区域外 高潮：区域外

(次ページに続く)

諸 事 項	供給施設・ 排水施設の 状況	電 気	接面道路に配線有り	ガ ス	都市ガス
		上水道	接面道路に配管有り (本管口径：50mm) 引込管有り (引込管口径：20mm)	下水道	接面道路に本管有り (本管口径：250mm) 引込管有り
		備考	・電気について、接面道路に配線があります。 ・ガスについては、敷地内に仕切弁がありますが、現在使用可能か否かの確認は行っていないため、機能の補償はできません。詳細は仙台市ガス局にご確認ください。なお、引込が必要になる場合は、買受者の負担となります。 ・上水道については、引き込みがされておりますが、現在使用可能かどうかの確認は行っていないため機能の保証はできません。詳細については、仙台市水道局までお問い合わせください。 ・上水道について、引込管 20mm の権利は残っています。引込管の口径変更等に伴い、水道加入金の差額が発生する場合には、買受者の負担となります。また、現況のままで売払いとなりますので、名義変更等についても、買受者において届出ください。 ・下水道について、本管から引き込みがなされておりますが、現在使用可能かどうかの確認は行っていないため機能の保証はできません。詳細については、下水道南管理センターまでお問い合わせください。 ・供給施設、排水施設の状況は上記のとおりですが、現在使用可能か否かの確認は行っていないため、機能は保証できません。詳細は以下の各担当部署に御確認下さい。 【電 気】 東北電力株式会社コールセンター 【ガ ス】 仙台市ガス局 【上水道】 仙台市水道局 【下水道】 下水道南管理センター		
	交通機関	鉄道等	JR 東北本線 東仙台駅 約 1.0km (徒歩約 13 分)		
		バス	仙台市営バス 安養寺三丁目 約 0.2km (徒歩約 3 分)		
	公共施設等		・仙台市立西山小学校 約 0.6km (徒歩約 9 分) ・仙台市立西山中学校 約 0.8km (徒歩約 11 分)		

(次ページに続く)

	その他参考事項	・対象地は現状有姿での引渡しになります。土地利用に当たって、除草等が必要になる場合は、買受者の負担となります。 ・前述の占有物、付属物等については、現状での引渡しとなります。使用にあたり修繕または撤去等が必要となる場合の費用は、買受者の負担となります。 ・対象地は、宅地造成等工事規制区域内のため、土地の造成には許可や届出が必要な場合があります。詳細については、仙台市都市整備局開発調整課までお問合せください。 ・敷地の地盤強度については、調査を行っていないため不明です。地盤強度、地中埋設物及び土壌汚染等について、調査及び改良等が必要となる場合の費用は買受者の負担となります。 ・地中埋設物及び土壌汚染等については、調査を行っていないため不明です。地中埋設物及び土壌汚染等の調査、撤去、改良等が必要となる場合には、買受者の負担となります。
--	----------------	--

位置図

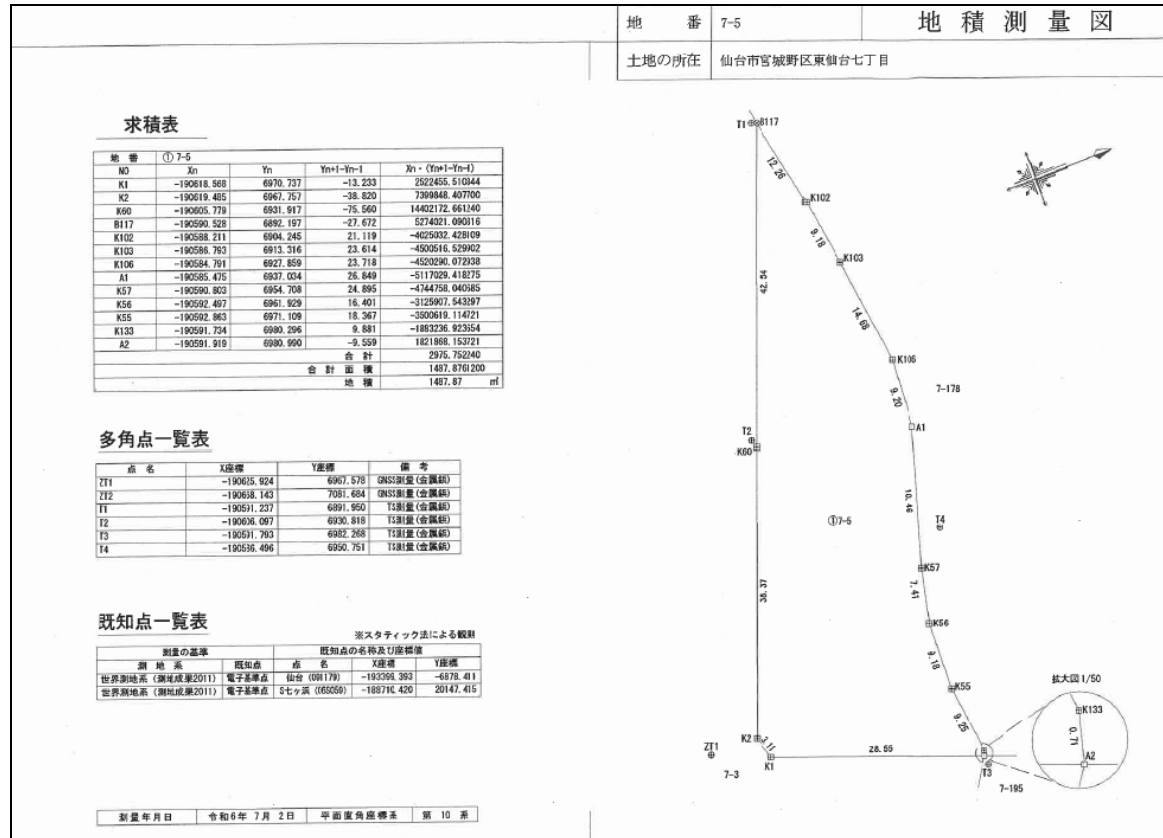


地理院地図（電子国土 web）を基に作成＜<https://maps.gsi.go.jp/index.html>＞

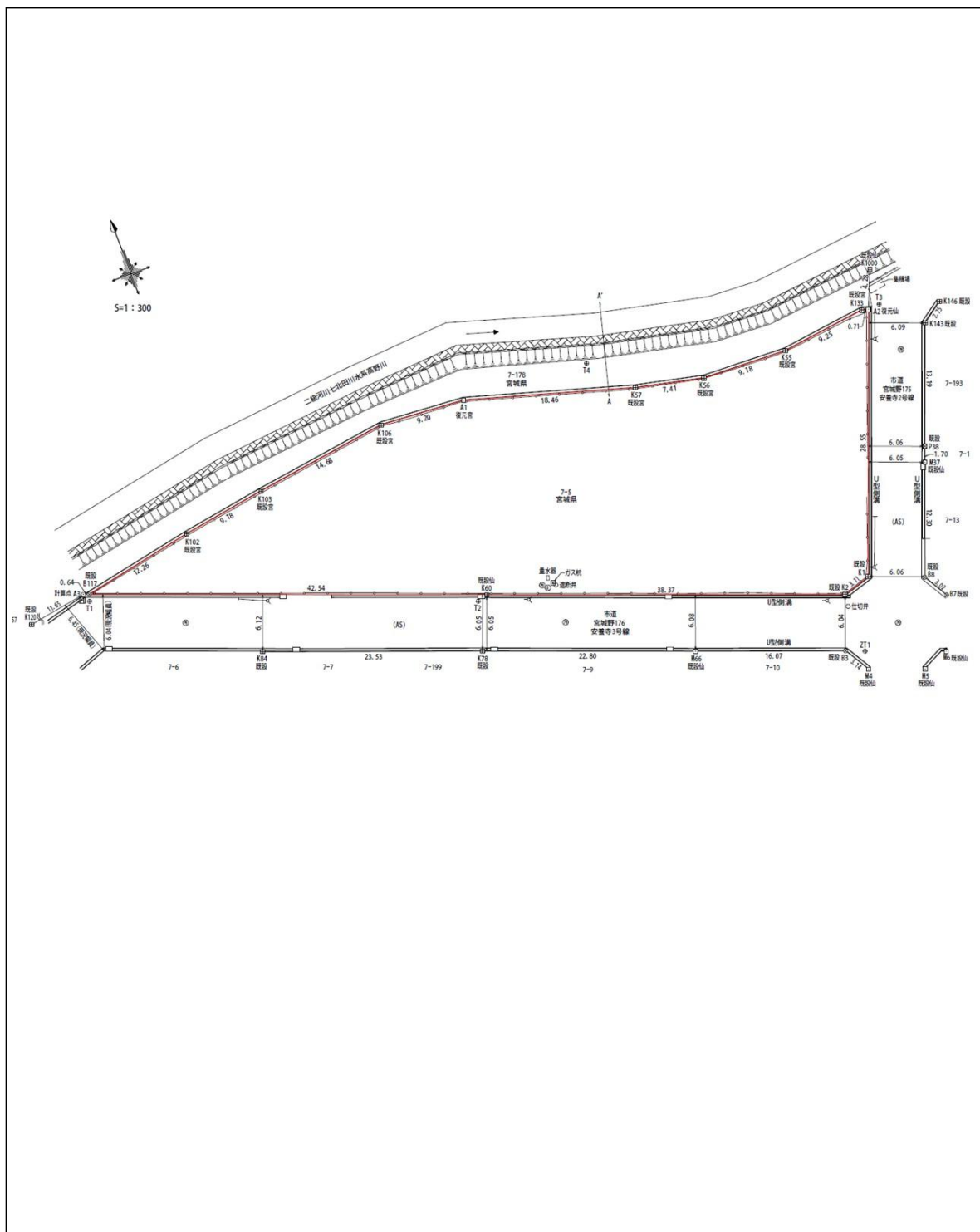
現 地 写 真



概要図



明 細 図



○対象地周辺の浸水想定区域

(仙台市「洪水ハザードマップ」(水防法第15条第3項に基づくハザードマップ)より抜粋)



物 件 調 書

物件番号	No. 4
------	-------

基 本 事 項	物 件 名	旧宮城県乳児院跡地		
	前 用 途	医療機関	担 当 課	管財課
	所 在 地	仙台市宮城野区東仙台六丁目 142 番 3、142 番 4		
	住 居 表 示			
	面 積 (登記簿面積)	8,904.96 m ² (8,903 m ²)	地 目 (登記簿地目)	雑種地 (雑種地)

敷 地 状 況	現在の状況	更地		
	地形・地勢	・間口約 130m、奥行約 82mの台形様の土地。 ・142 番 3 について、土地利用可能な中央部は高低差があります。また、南側は傾斜のある山林です。 ・142 番 4 について、傾斜のある山林です。		
	道路の状況	・北側で建築基準法第 42 条第 1 項 1 号道路（道路管理者：仙台市）と接道しています。		
	私道負担	なし		
	土地境界の確認	済(平成 18 年 1 月 25 日)	国土調査	—
	占有物	—		
	付属物等	・公共汚水桝、市の雨水桝が残置されています。 ・敷地周囲に雨水排水用の側溝（U 字側溝）が残置されています。 ・対象地南西側に擁壁が残置されています。また、隣接地境界から擁壁を通して、対象地に暗渠管が残置されています。 ・南西側に隣接地に通じる階段が残置されています。なお、階段は使用できません。 ・隣接する医師住宅を囲む境界として、フェンスが残置しています。 ・侵入防止のため、敷地に木柵が設置されています。		

(次ページに続く)

法規制等	都市計画法・建築基準法	都市計画	都市計画区域（市街化区域）			
		用途地域	種 別	第二種中高層住居専用地域		
			建ぺい率	60%	容積率	200%
		地区・街区等		・第2種高度地区		
		建築物の制限		・道路斜線制限 ・隣地斜線制限 ・北側斜線制限 ・日影規制 ・建築基準法第22条第1項（屋根性能） ・建築基準法第23条第1項（外壁） ・風致地区（安養寺風致地区内）のため、建ぺい率40%に制限		
	その他の法令	法令及び規制の名称		・宅地造成等工事規制区域（宅地造成及び特定盛土等規制法） ・立地適正化計画（居住誘導区域）（都市再生特別措置法） ・屋外広告物条例における禁止地域（屋外広告法） ・「杜の都」景観計画における景観計画区域（郊外住宅ゾーン）（景観法） ・杜の都の環境を作る条例（安養寺保存緑地内）		

防災・災害関係	造成宅地防災区域	区域外
	土砂災害警戒区域	区域内 対象地南側の傾斜のある山林部分について、レッドゾーン、イエローゾーンに指定されている箇所があります。
	津波災害警戒区域	区域外
	水防法に基づく水害ハザードマップ	洪水：区域外 雨水出水（内水）：区域外 高潮：区域外

(次ページに続く)

諸 事 項	供 給 施 設・排水施 設の状況	電 気	接面道路に配線有り	ガ ス	都市ガス
		上水道	接面道路に配管有り (本管口径：150mm) 引込管有り (口径：20mm、50mm)	下水道	接面道路に配管有り (本管口径：400mm) 引込管有り
		備考	・電気については、接面道路に配線があります。引込は買受者の負担になります。 ・ガスについては、敷地内に仕切弁がありますが、現在使用可能か否かの確認は行っていないため、機能の補償はできません。詳細は仙台市ガス局にご確認ください。なお、引込が必要になる場合は、買受者の負担となります。 ・上水道については、引き込みがされておりますが、現在使用可能かどうかの確認は行っていないため機能の保証はできません。詳細については、仙台市水道局までお問い合わせください。 ・上水道について、引込管 50mm、引込管 20mm の権利は残っています。引込管の口径変更等に伴い、水道加入金の差額が発生する場合には、買受者の負担となります。また、現況のままで売払いとなりますので、名義変更等についても、買受者において届出ください。 ・下水道について、対象地内に公共汚水桝及び雨水桝が残置されています。対象地エリアは分流式処理区域内であり、それぞれ接面道路の本管に接続しています。ただし、現在使用可能かどうかの確認は行っていないため機能の保証はできません。詳細については、下水道南管理センターまでお問い合わせください。 ・供給施設、排水施設の状況は上記のとおりですが、現在使用可能か否かの確認は行っていないため、機能は保証できません詳細は以下の各担当部署に御確認下さい。 【電 気】 東北電力株式会社コールセンター 【ガ ス】 仙台市ガス局 【上水道】 仙台市水道局 【下水道】 下水道南管理センター		
	交通機関	バス	JR 仙石東北ライン・東北本線東仙台駅より 約 1.3km (徒歩 18 分) 仙台市営バス 安養寺三丁目 約 0.21km (徒歩約 3 分)		

(次ページに続く)

	公共施設等	・宮城野区役所 約 2.1km（徒歩約 31 分） ・仙台市立東仙台小学校 約 0.9km（徒歩約 13 分） ・仙台市立東仙台中学校 約 1.2km（徒歩約 17 分）
	その他参考事項	・対象地は現状有姿での引渡しになります。土地利用に当たって、除草等が必要になる場合は、買受者の負担となります。 ・前述の占有物、付属物等については、現状での引渡しとなります。使用にあたり修繕または撤去等が必要となる場合の費用は、買受者の負担となります。 ・対象地は、宅地造成等工事規制区域内のため、土地の造成には許可や届出が必要な場合があります。詳細については、仙台市都市整備局開発調整課までお問合せください。 ・対象地の地盤強度については、調査を行っていないため不明です。地盤強度、地中埋設物及び土壤汚染等について、調査及び改良等が必要となる場合の費用は買受者の負担となります。 ・土壤汚染等については、調査を行っていないため不明です。土壤汚染等の調査及び改良等が必要となる場合には、買受者の負担となります。 ・本物件は埋蔵文化財（安養寺下瓦窯跡及び小田原前田窯跡）に隣接しております。詳しくは仙台市教育委員会にお問い合わせください。 ・本物件の土地の一部が保存緑地に指定されております。詳しくは仙台市建設局百年の杜推進課にお問い合わせください。

位置図

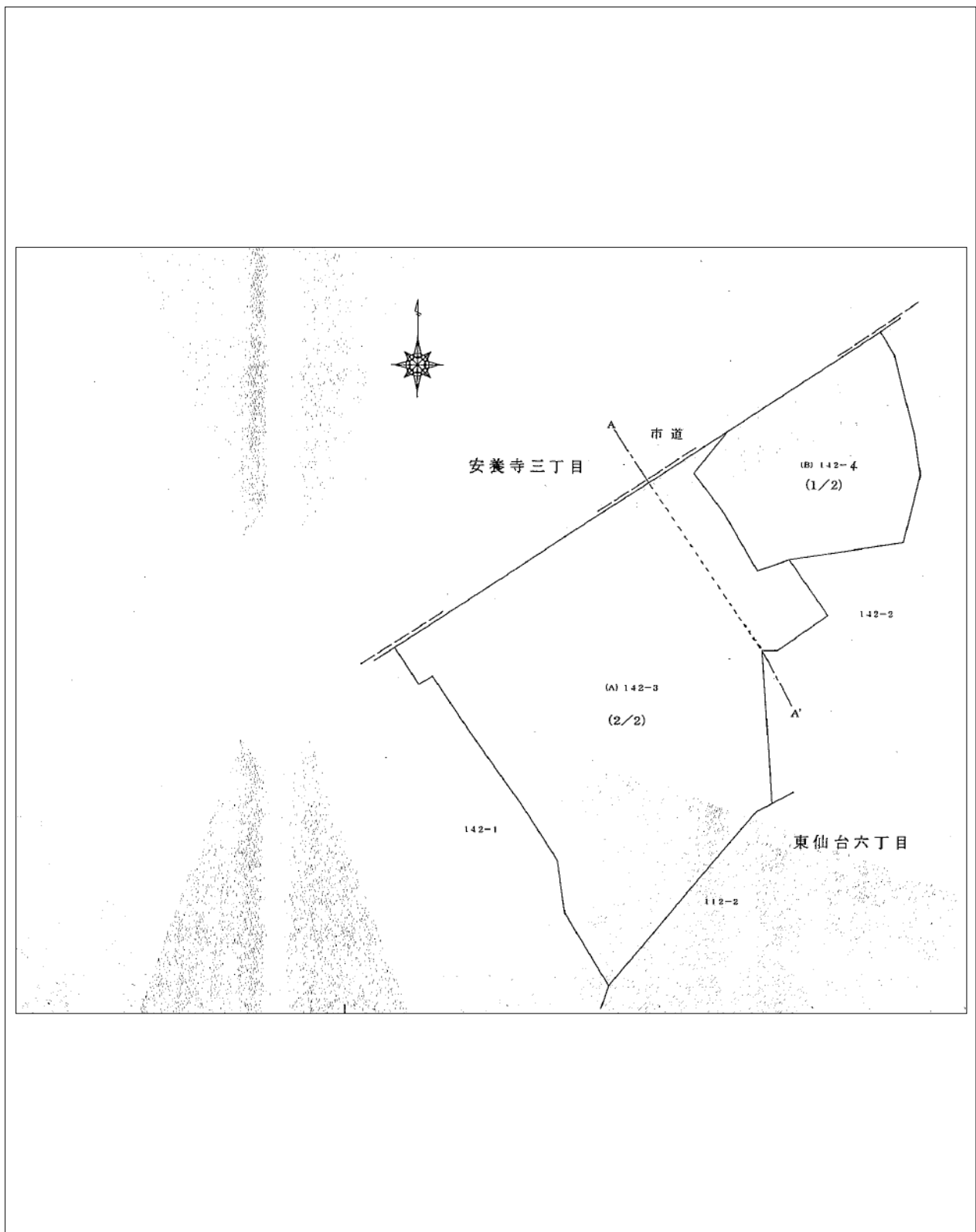


地理院地図（電子国土web）を基に作成<<https://maps.gsi.go.jp/index.html>>

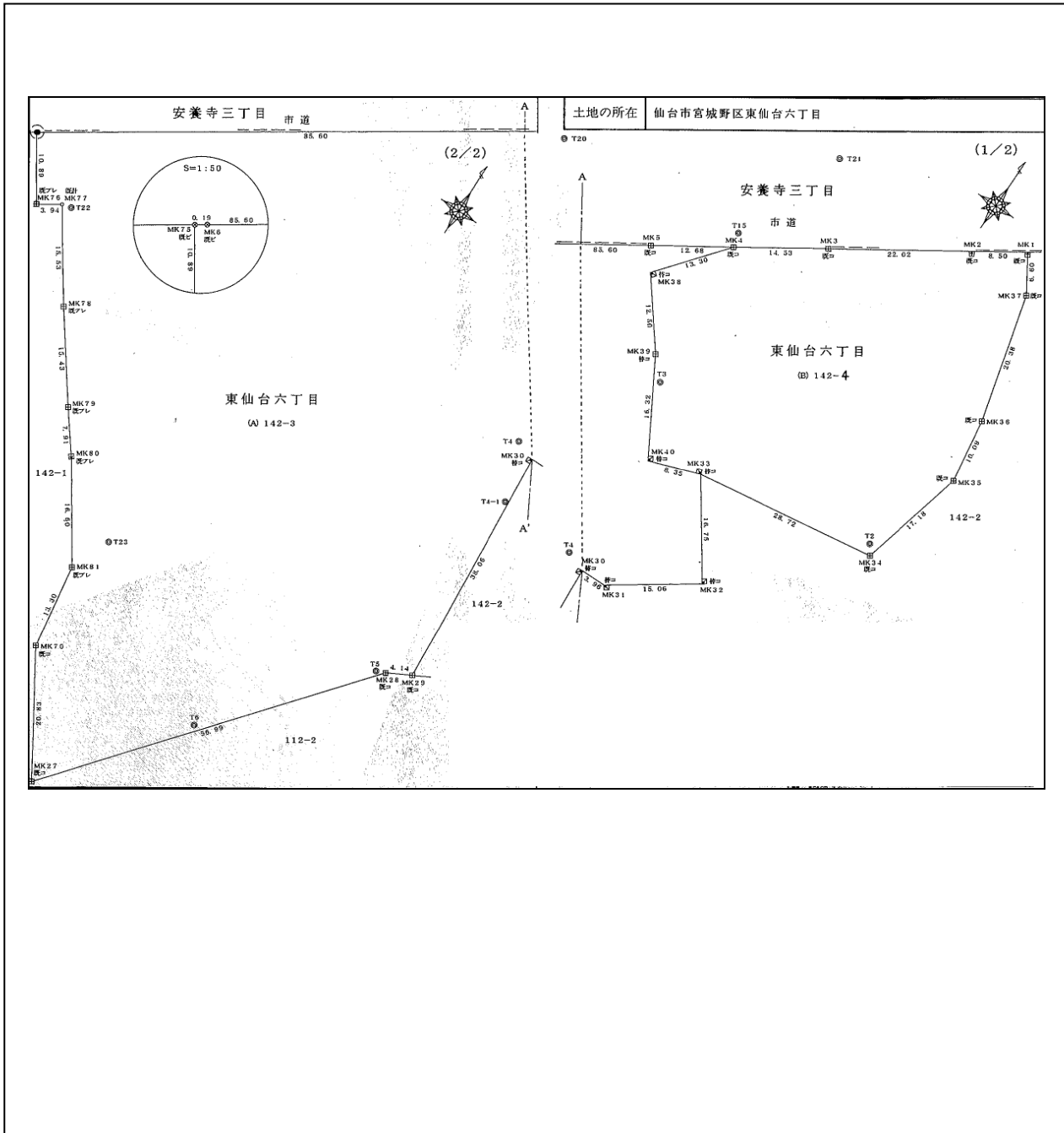
現 地 写 真



概 要 図 1

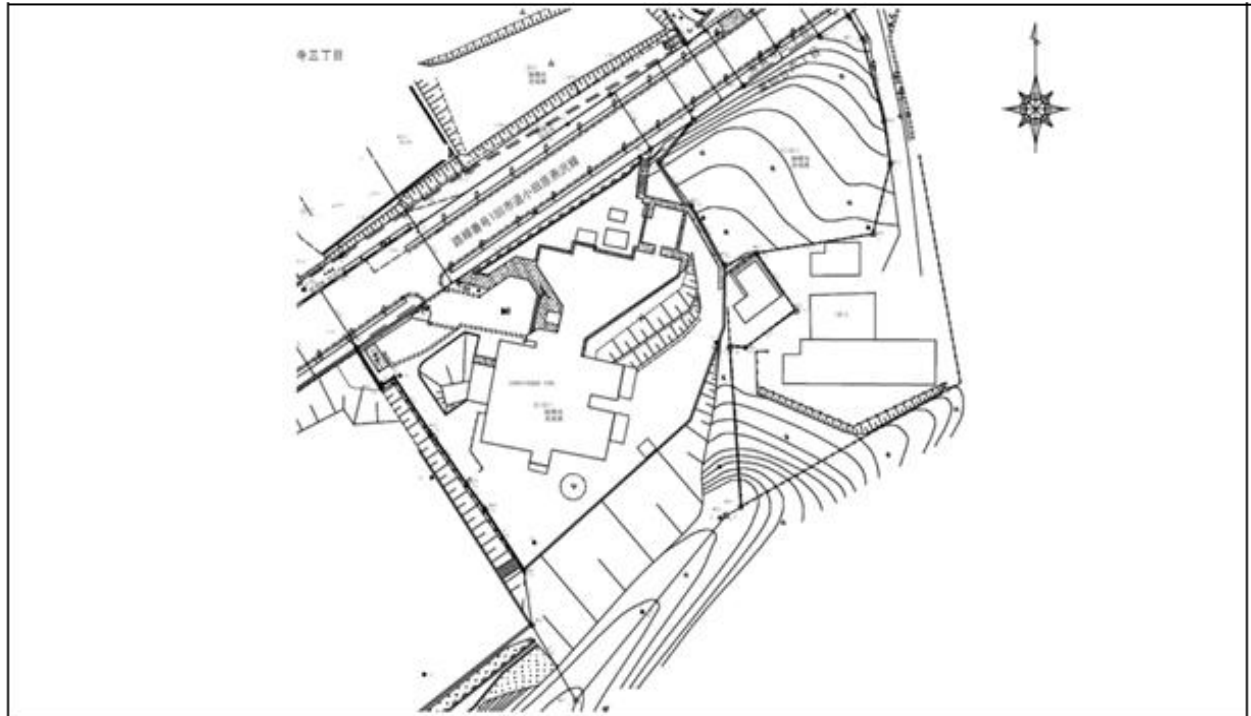


概要図 2



※工作物や樹木の越境等については、極力概要図に記載しておりますが、現況と相違している場合、現況が優先します。物件は現状有姿の引渡しとなりますので、必ず入札参加者ご自身において現地等の調査確認を行ってください。

明 細 図



※法令等に基づく区域指定線などについては概略線であり、必ず入札参加者ご自身において関係機関にご照会ください。

○対象地周辺の浸水想定区域

(仙台市「洪水ハザードマップ」(水防法第15条第3項に基づくハザードマップ)より抜粋)



物 件 調 書

物件番号 No. 5

基 本 事 項	物 件 名	北部保健福祉事務所岩出山支所跡地		
	前 用 途	保健福祉事務所他	担 当 課	管財課
	所 在 地	大崎市岩出山字浦小路 35 番		
	住 居 表 示	大崎市岩出山字浦小路 35 番		
	面 積 (登記面積)	1,701.11 m ² (1,701.11 m ²)	地 目 (登記地目)	宅 地 (宅 地)

敷 地 状 況	現在の状況	正方形 更地		
	地形・地勢	東西約 41m、南北約 43mの平坦な整形地		
	道路の状況	北側で幅員約 6.59～6.68mの舗装市道城山通り線に接面しています。 西側で幅員約 4.45～5.00mの市道町浦小路線に面しています。		
	私道負担	なし		
	土地境界の確認	済(平成 30 年 7 月)	国土調査	済(昭和 44 年 7 月)
	占有物			
	付属物等	- 敷地内侵入防止のため周囲に木柵が設置されています。 - 敷地内に止水栓、汚水枳が設置されています。		

(次ページに続く)

法 規 制 等	都市計画法・建築基準法	都市計画		都市計画区域（市街化区域）			
		用途地域	種 別	北側市道中心部分から対象地内 30m：商業地域、 その背後の対象地内：第二種住居地域			
			建ぺい率	商業地域：80%		容積率	商業地域：400%
				第二種住居地域：60%			第二種住居地域：200%
		地区・街区等		－			
	建築物の制限		・ 建築基準法第 22 条第 1 項（屋根性能） ・ 建築基準法第 23 条（外壁） ・ 用途地域が 2 地域にまたがる場合の建物の用途制限は、地積割合の大きい側に属する用途地域の制限が適用されるため、商業地域に係る用途制限が適用されます。 ・ 用途地域が 2 地域にまたがる場合の建ぺい率及び容積率は、2 地域の用途地域の敷地面積の加重平均となりますが、現時点で面積割合が不明です。詳細については、大崎市都市計画課又は大崎市建築指導課にご確認ください。				
	その他の法令	法令及び規制の名称		・ 宮城県屋外広告物条例（第三種許可地域）（屋外広告法） ・ 立地適正化計画（居住誘導区域）（都市再生特別措置法） ・ 大崎市景観条例に基づく市街地景観エリア			

防災・災害関係	造成宅地防災区域	区域外
	土砂災害警戒区域	区域外
	津波災害警戒区域	区域外
	水防法に基づく水害ハザードマップ	洪水：0.5m～3m未満 雨水出水（内水）：区域外 高潮：区域外

(次ページに続く)

諸 事 項	供給施設の 状況	電気	引き込み可	ガス	なし（プロパン）
		上水道	接面道路に配管有り 引き込みあり	下水道	接面道路に配管有り 引き込みあり
		備考	・電気について、接面道路に配線があります。 ・ガスについて、都市ガス供給エリア外になりますので、プロパンガスになります。 ・上水道について、引き込みがされておりますが、現在使用可能かどうかの確認は行っていないため機能の保証はできません。詳細については、大崎市上下水道管理課までお問い合わせください。 ・下水道について、敷地内に公共汚水枥が設置されていますが、現在使用可能かどうかの確認は行っていないため機能の保証はできません。詳細については、大崎市上下水道管理課までお問い合わせください。 ・上水道台帳上、当該土地内の北西付近に、地上式消火栓に係る配管が記載されています。 ・供給施設、排水施設の状況は上記のとおりですが、現在使用可能か否かの確認は行っていないため、機能は保証できません詳細は以下の各担当部署に御確認下さい。 【電 気】 東北電力株式会社コールセンター 【ガ ス】 各ガス供給会社 【上下水道】 大崎市上下水道部管理課		
	交通機関	鉄道等	JR 陸羽東線「岩出山」駅まで約 0.45 k m（徒歩約 6 分）		
		バス	大崎市コミュニティバス「岩出山仲町」まで約 0.18 k m（徒歩約 2 分）		
	公共施設等	大崎市役所岩出山総合支所 北西方約 1.0 k m（徒歩 12 分） 大崎市立岩出山小学校 東方約 0.4 k m（徒歩約 5 分） 大崎市立岩出山中学校 南東方約 1.4 k m（徒歩約 17 分）			

(次ページに続く)

	その他参考 事項	・対象地は現状有姿での引渡しになります。土地利用に当たって、除草等が必要になる場合は、買受者の負担となります。 ・前記の占有物、付属物等は現状での引渡しとなります。使用にあたり修繕または撤去等が必要となる場合は、買受者の負担となります。 ・1,000平方メートル以上の土地における開発行為は、都市計画法に基づく開発許可が必要となります。詳しくは大崎市役所建設部建築指導課へお問い合わせください。 ・開発事業区域の規模が1,000平方メートル以上である場合等、建築や土地の形質変更等に関して一定の要件に該当する場合は、大崎市景観条例に基づく届け出が必要となります。詳しくは大崎市都市計画課へお問い合わせください。 ・対象地は、宅地造成等工事規制区域内のため、土地の造成には許可や届出が必要な場合があります。詳細については、北部土木事務所建築班までご確認ください。 ・当該土地北側の一部が都市計画道路（岩出山駅前線）予定地に含まれているため、都市計画法第53条許可が必要となる場合があります。詳しくは大崎市都市計画課にお問い合わせください。 ・前用途建物解体時（平成29年）、当該土地敷地内からコンクリートがら、焼きがら、灰、薬品瓶等が見つっていますが、全て撤去済みです。なお、焼きがら、灰、薬品瓶等の含まれている汚泥について第二種特定有害物質に係る溶出試験を行ったところ、検出量は全て、平成29年当時の第二種特定有害物質に係る土壤環境基準の基準値以下であることを確認しました。 ・敷地の地盤強度、上記以外の土壤汚染の有無については調査を行っていないため不明です。調査及び改良等が必要となる場合、費用は買受者の負担となります。 ・登記簿上、当該土地に家屋番号35番の4の建物（東側隣接地に所在する建物）が登記されております。建物滅失登記等が必要となる場合は、買受者の負担となります。
--	---------------------	---

位置図

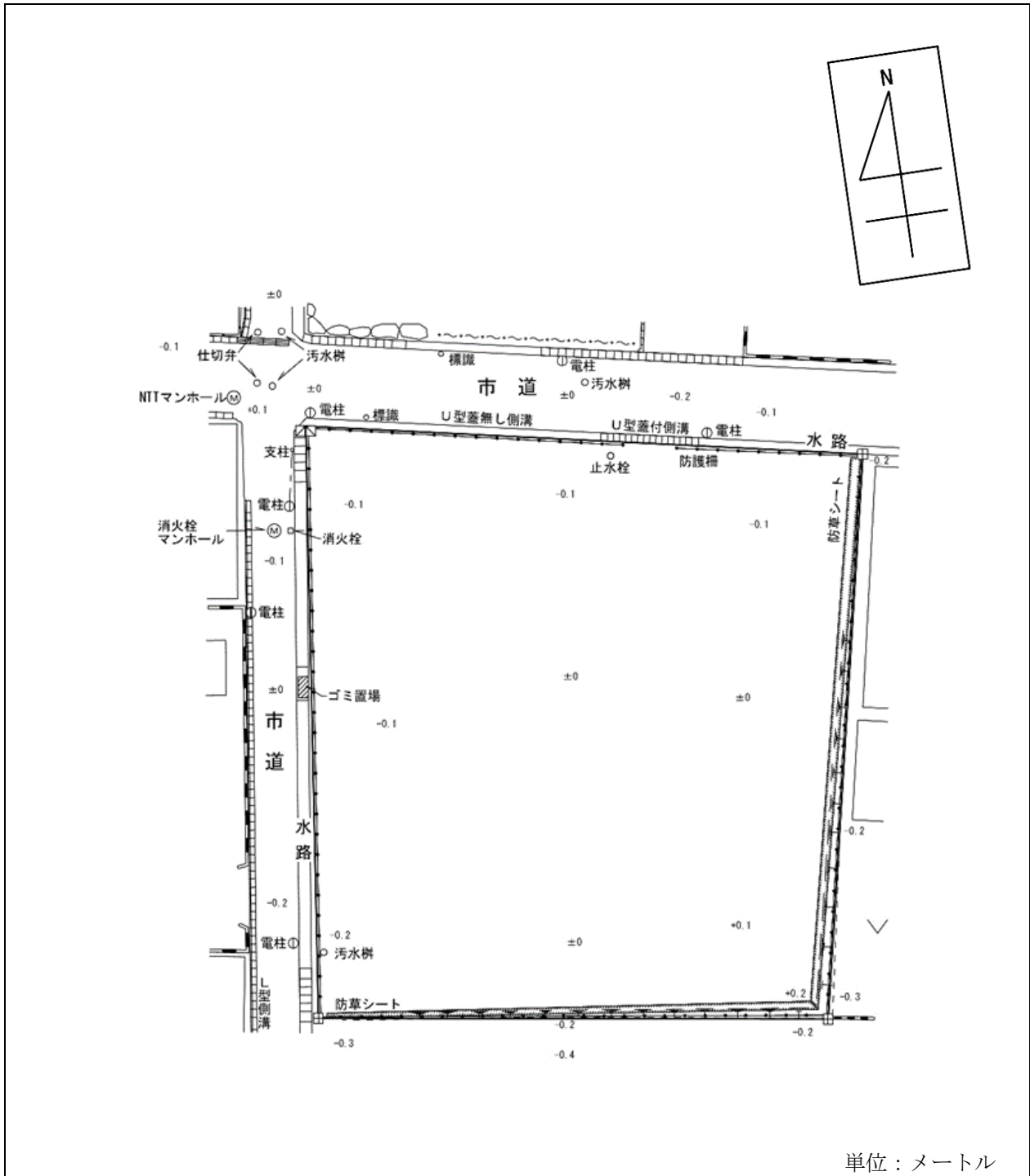


地理院地図（電子国土 web）を基に作成＜<https://maps.gsi.go.jp/index.html>＞

現 地 写 真

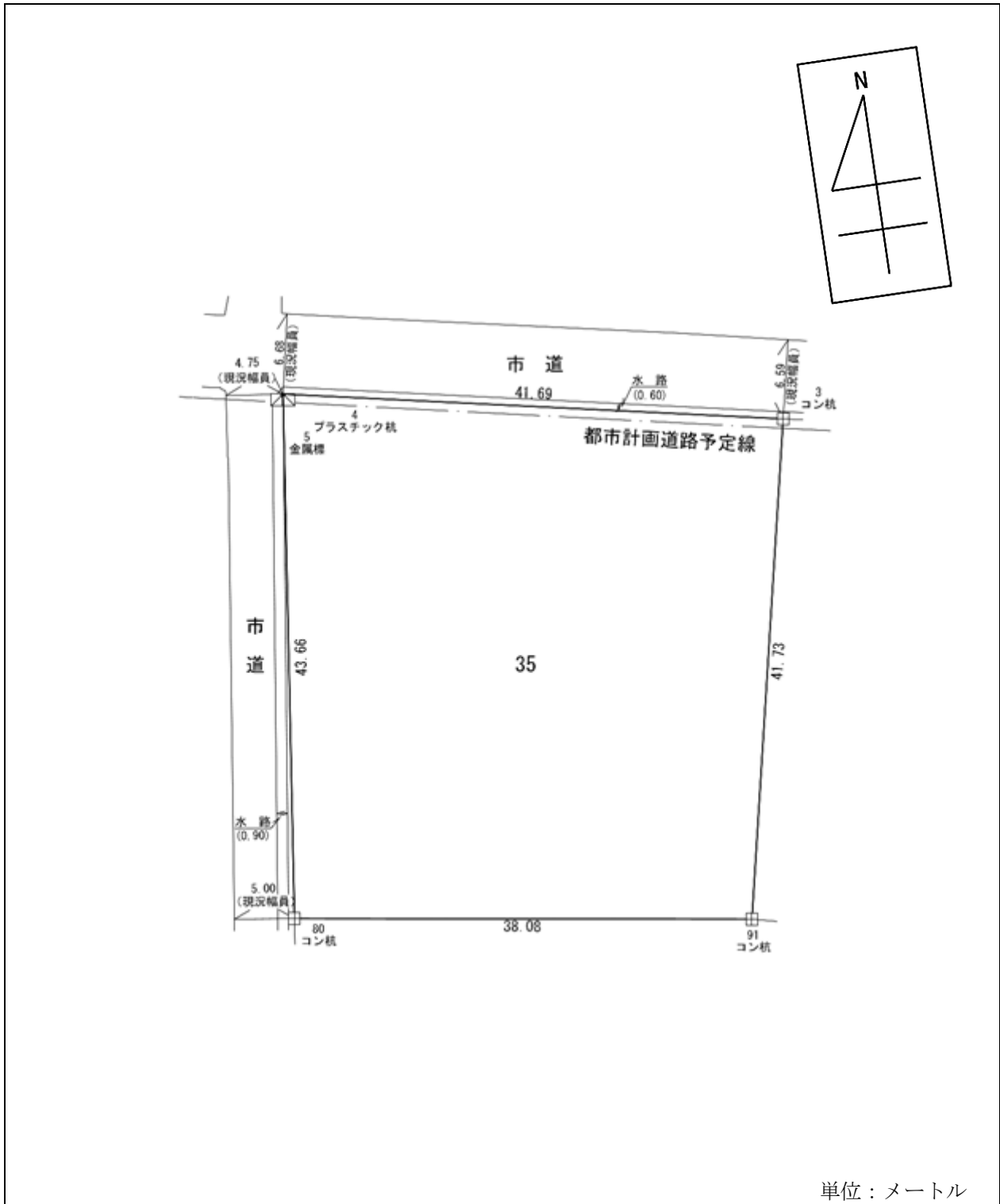


概要図



※工作物や樹木の越境等については、極力概要図に記載しておりますが、現況と相違している場合、現況が優先します。物件は現状有姿の引渡しとなりますので、必ず入札参加者ご自身において現地等の調査確認を行ってください。

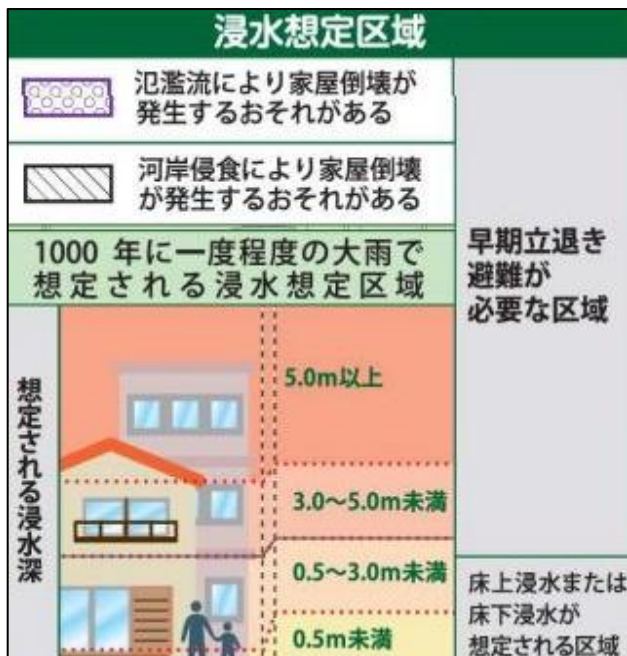
明 細 図



※法令等に基づく区域指定線などについては概略線であり、必ず入札参加者ご自身において関係機関にご照会ください。

○対象地周辺の浸水想定区域

(大崎市洪水土砂災害ハザードマップ(水防方第15条第3項に基づくハザードマップ))



物 件 調 書

物件番号	No. 6
------	-------

基 本 事 項	物 件 名	署所在地交番広原連絡所跡地		
	前 用 途	連絡所	担当課	管財課
	所 在 地	加美郡加美町菜切谷字原 17 番 7		
	住 居 表 示	加美郡加美町菜切谷字原 17 番 7		
	面 積 (登記面積)	501. 51 m ² (501. 51 m ²)	地 目 (登記地目)	宅 地 (宅 地)

敷 地 状 況	現在の状況	更地		
	地形・地勢	・台形状の土地 ・大部分は平坦であるが、西側は法面になっています。		
	道路の状況	・対象地東側で幅員約 10m の建築基準法第 42 条第 1 項 1 号道路（道路管理者：宮城県）に等高で接道しています。		
	私道負担	なし		
	土地境界の確認	済(平成 30 年 1 月)	国土調査	済(昭和 49 年 6 月)
	占有物	・敷地南側に隣地の間知ブロックがあり、この一部が対象地内に越境しています。(隣地所有者と県の間で確約書有)		
	付属物等	・敷地北側にコンクリートブロック塀が残置されており、基礎の一部が隣地に越境しています。 ・敷地平坦部分は、周囲に進入防止のための木柵が設置されています。		

(次ページに続く)

法規制等	都市計画法・建築基準法	都市計画		都市計画区域内（非線引き）		
		用途地域	種 別	用途指定なし		
			建ぺい率	70%	容積率	200%
		地区・街区等				
		建築物の制限		・道路斜線制限（勾配：1.50） ・隣地斜線制限（勾配：1.25） ・建築基準法第22条第1項（屋根性能） ・建築基準法第23条第1項（外壁）		
	その他の法令	法令及び規制の名称		・宅地造成等工事規制区域（宅地造成及び特定盛土等規制法） ・宮城県屋外広告物条例における第2種許可地域（屋外広告法）		

防災・災害関係	造成宅地防災区域		区域外
	土砂災害警戒区域		区域外
	津波災害警戒区域		区域外
	水防法に基づく水害ハザードマップ		洪水：区域外 雨水出水（内水）：区域外 高潮：区域外

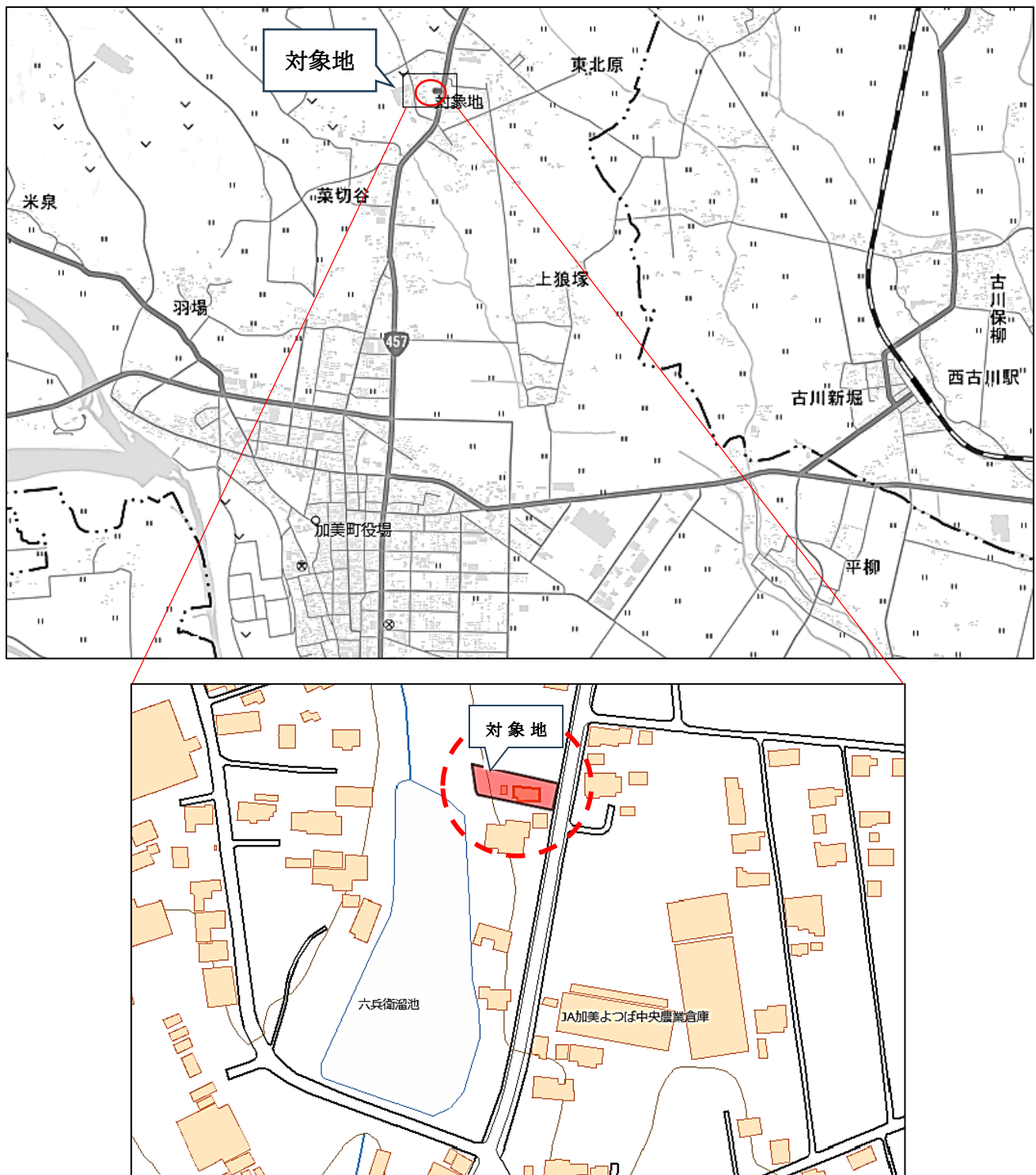
(次ページに続く)

諸 事 項	供給施設・ 排水施設の 状況	電気	接面道路に配線有り	ガス	なし (プロパンガス使用)
		上水道	接面道路に配管あり (本管口径：100mm) 引込あり	下水道	接面道路に配管あり (本管口径：200mm) 引込なし
		備考	・接面道路に配線があります。引き込みに要する経費等については、買受者の負担になります。 ・ガスについて、都市ガスの供給エリア外です。詳細は、各ガス供給会社にお問い合わせください。 ・上水道については、引き込みがされておりますが、敷地内に量水器を確認できておらず、現在使用可能かどうかは不明であり、機能の保証はできません。量水器の再設置が必要な場合に要する費用等については、買受者の負担になります。詳細は、加美町上下水道課にご確認ください。 ・下水道については、宅内に汚水枡が設置されていますが、接面道路の本管と接続されていません。本管との接続（引き込み）に要する費用等については、買受者の負担になります。詳細については、加美町上下水道課にご確認ください。 【電気】 東北電力株式会社コールセンター 【ガス】 各ガス供給会社 【上下水道】 加美町上下水道課		
	交通機関	鉄道等	JR 陸羽東線「西古川」駅まで約 4.1 k m		
		バス	加美町住民バス「広原地区公民館」まで約 0.4 k m（徒歩約 6 分）		
	公共施設等	加美町役場 約 2.8 k m（徒歩約 39 分） 加美町立広原小学校 約 0.18 k m（徒歩約 3 分） 加美町立中新田中学校 約 3.0 k m（徒歩約 41 分）			

(次ページに続く)

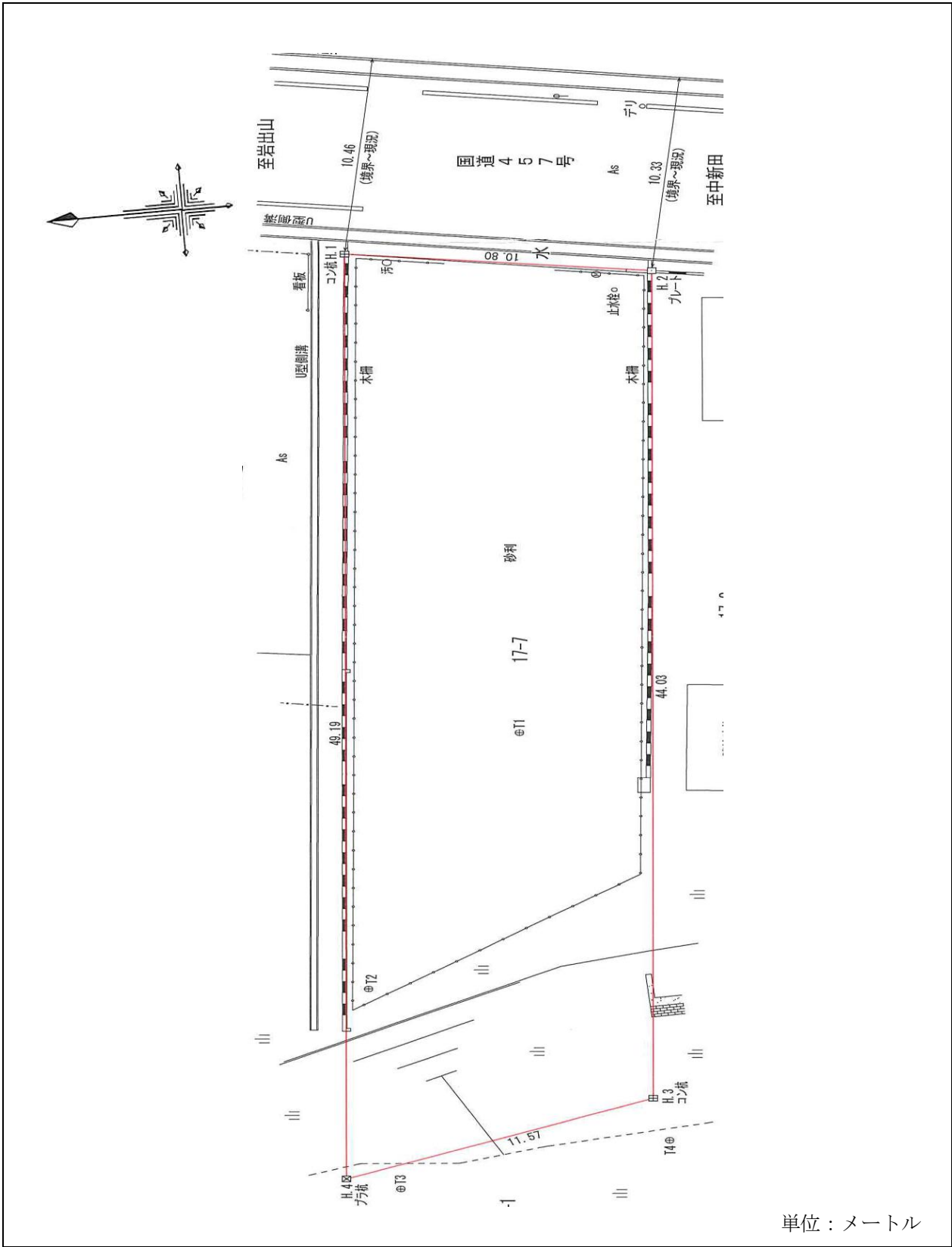
	その他参考 事項	・対象地は現状有姿での引渡しになります。土地利用に当たって、除草等が必要になる場合は、買受者の負担となります。 ・前記の占有物、付属物等は現状での引渡しとなります。使用にあたり修繕または撤去等が必要となる場合は、買受者の負担となります。 ・対象地は、宅地造成等工事規制区域内のため、土地の造成には許可や届出が必要な場合があります。詳細については、北部土木事務所建築班までご確認ください。 ・公図上、対象地と接面道路の間には「水」がありますが、「水」を含めて道路区域となっており、有効に出入り可能であれば、接道要件は満たしております。詳細については、北部土木事務所建築班までご確認ください。 ・敷地西側の法面が、宮城県建築基準条例第5条（いわゆるがけ条例）の規制対象となる場合には、居室を有する建築物の構造に規制がある場合があります。詳細は、北部土木事務所建築班までご確認ください。 ・敷地の地盤強度、土壌汚染の有無、地下埋設物の有無については、調査を行っていないため不明です。調査及び改良等が必要となる場合、費用は買受者の負担となります。
--	---------------------	--

位置図



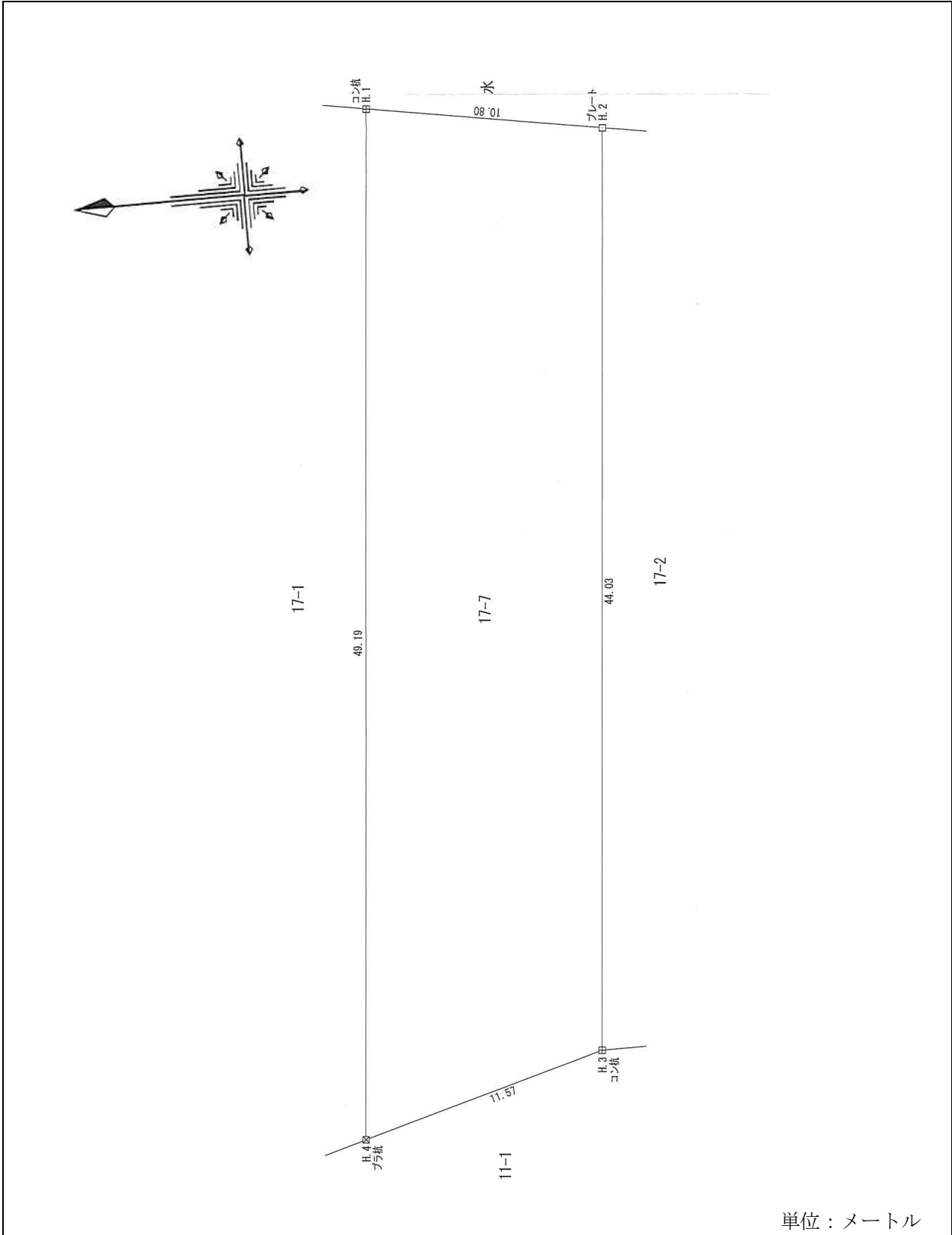
地理院地図（電子国土 web）を基に作成 <<https://maps.gsi.go.jp/index.html>>

概 要 図



※工作物や樹木の越境等については、極力概要図に記載しておりますが、現況と相違している場合、現況が優先します。
物件は現状有姿の引渡しとなりますので、必ず入札参加者ご自身において現地等の調査確認を行ってください。

明 細 図



※法令等に基づく区域指定線などについては概略線であり、必ず入札参加者ご自身において関係機関にご照会ください。

現 地 写 真



○対象地周辺の浸水想定区域

(加美町防災マップ（水防法第14条に基づくハザードマップ）より抜粋)



説明(外水氾濫)

- この「加美町防災マップ」で使用しているハザード情報は、加美町に関係する河川のうち3河川(鳴瀬川・多田川・田川)が、大雨によって氾濫した場合、洪水が想定される区域とその浸水の深さを示したものです。浸水の目安は下図の「浸水ランクの目安」でご確認ください。
- 雨の降り方によっては、想定とは異なる浸水深となったり、地図に表示された浸水区域以外でも浸水することがあります。
- 川が氾濫しない場合でも、低い土地などは浸水被害(床上・床下浸水など)が起こる場合があります。十分注意しましょう。

5m 以上の区域		5.0m
3～5m 未満の区域	2 階の軒下まで浸水する程度	3.0m
0.5～3m 未満の区域	1 階の全てが浸水する程度	0.5m
0.5m 未満の区域	大人の膝まで浸水する程度	0.5m

●浸水ランクの目安●



宮城県総務部管財課（財産利用推進班）

県庁行政庁舎 2 階

TEL 0 2 2 - 2 1 1 - 2 3 5 3

FAX 0 2 2 - 2 1 1 - 2 2 9 8

<https://www.pref.miyagi.jp/site/zairi/>